

議案第22号

副町長の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第23号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(7)～(11) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(12)～(27) 〔略〕</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）</u>をいう。</p> <p><u>(6)の2 満3歳未満以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）</u>をいう。</p> <p>(7)～(11) 〔略〕</p> <p><u>(11)の2 教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>教育認定子ども</u>をいう。</p> <p><u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p><u>(11)の4 保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する<u>保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12)～(27) 〔略〕</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づ</p>

設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 〔略〕

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第12条 〔略〕

（利用者負担額等の受領）

く選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 〔略〕

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 〔略〕

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 〔略〕

（利用者負担額等の受領）

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

第13条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 7万7,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(定員の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

ウ [略]

(4)・(5) [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) [略]

(利用定員の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項

及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつ

及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、該当各号に定める利用定員を、満1歳に満たな

ては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

[新設]

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

[新設]

い小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合におい

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の

ては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容

保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

[新設]

[新設]

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 〔略〕

4 〔略〕

5 前項第2号に該当する場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

6 〔略〕

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 前項第2号に該当する場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 〔略〕

10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20

人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 [略]

9 [略]

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 [略]

12 [略]

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 [略]

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲

用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは

げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

[新設]

「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」

2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条

に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

(矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、家庭的保育事業等の利用をする乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、家庭的保育事業等の利用をする乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項</p>

に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 〔略〕
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

〔新設〕

〔新設〕

に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
 - (2) 〔略〕
 - (3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2. 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。
3. 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 前項第2号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) [略]

6 [略]

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(職員)

第23条 〔略〕

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 〔略〕

3 〔略〕

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が

(1)・(2) 〔略〕

(職員)

第23条 〔略〕

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（岩手県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 〔略〕

3 〔略〕

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。以下この条に

行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（準用）

おいて同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 〔略〕

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の

登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、第2条による改正後の矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条の規定は、岩手県が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の26第1項の認定を受けた日から施行する。

令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度矢巾町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,157,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		4,182,551	51,838	4,234,389
	1 町 民 税	1,756,971	23,989	1,780,960
	2 固 定 資 産 税	2,104,375	19,000	2,123,375
	3 軽 自 動 車 税	117,350	693	118,043
	4 町 た ば こ 税	197,805	7,840	205,645
	5 入 湯 税	6,050	316	6,366
7 地 方 消 費 税 交 付 金		858,774	50,977	909,751
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	858,774	50,977	909,751
12 分 担 金 及 び 負 担 金		129,793	△ 3,643	126,150
	1 負 担 金	129,793	△ 3,643	126,150
13 使 用 料 及 び 手 数 料		77,509	△ 1,642	75,867
	1 使 用 料	65,620	△ 1,653	63,967
	2 手 数 料	11,889	11	11,900
14 国 庫 支 出 金		2,755,639	△ 61,567	2,694,072
	1 国 庫 負 担 金	1,440,460	△ 3,054	1,437,406
	2 国 庫 補 助 金	1,311,444	△ 58,513	1,252,931
15 県 支 出 金		1,066,868	△ 34,663	1,032,205
	1 県 負 担 金	610,853	△ 2,803	608,050
	2 県 補 助 金	355,729	△ 18,982	336,747
	3 委 託 金	100,286	△ 12,878	87,408
16 財 産 収 入		23,682	5,352	29,034
	1 財 産 運 用 収 入	14,491	2,557	17,048
	2 財 産 売 払 収 入	9,191	2,795	11,986
17 寄 附 金		212,754	△ 114,961	97,793
	1 寄 附 金	212,754	△ 114,961	97,793

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,136,799	△ 404	1,136,395
	2 基金繰入金	1,102,254	△ 404	1,101,850
20 諸収入		68,460	13,071	81,531
	1 延滞金、加算金及び過料	1,100	△ 368	732
	2 町預金利子	300	4,347	4,647
	4 受託事業収入	6,782	△ 66	6,716
	5 雑収入	44,278	9,158	53,436
21 町債		529,300	44,000	573,300
	1 町債	529,300	44,000	573,300
補正されなかった款項にかかる金額		3,167,127		3,167,127
歳入合計		14,209,256	△ 51,642	14,157,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		130,339	△ 3,086	127,253
	1 議 会 費	130,339	△ 3,086	127,253
2 総 務 費		2,699,770	129,175	2,828,945
	1 総 務 管 理 費	2,338,772	169,052	2,507,824
	2 徴 税 費	165,541	△ 14,546	150,995
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	87,467	△ 9,886	77,581
	4 選 挙 費	68,567	△ 10,342	58,225
	5 統 計 調 査 費	29,034	△ 4,697	24,337
	6 監 査 委 員 費	10,389	△ 406	9,983
3 民 生 費		5,135,149	△ 107,345	5,027,804
	1 社 会 福 祉 費	2,492,176	△ 49,138	2,443,038
	2 児 童 福 祉 費	2,642,973	△ 58,207	2,584,766
4 衛 生 費		995,574	△ 45,314	950,260
	1 保 健 衛 生 費	391,650	△ 41,249	350,401
	2 環 境 衛 生 費	603,924	△ 4,065	599,859
5 労 働 費		29,466	△ 1,051	28,415
	1 労 働 諸 費	29,466	△ 1,051	28,415
6 農 林 水 産 業 費		573,755	45,819	619,574
	1 農 業 費	552,323	49,316	601,639
	2 林 業 費	21,432	△ 3,497	17,935
7 商 工 費		158,120	△ 10,684	147,436
	1 商 工 費	158,120	△ 10,684	147,436
8 土 木 費		1,689,870	△ 29,720	1,660,150
	1 土 木 管 理 費	27,992	△ 3,069	24,923
	2 道 路 橋 梁 費	1,009,762	2,852	1,012,614
	3 河 川 費	18,501	△ 1,759	16,742

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	4 都市計画費	554,493	△ 20,180	534,313
	5 住宅費	79,122	△ 7,564	71,558
9 消防費		409,268	△ 194	409,074
	1 消防費	409,268	△ 194	409,074
10 教育費		1,192,377	△ 29,242	1,163,135
	1 教育総務費	193,001	△ 3,093	189,908
	2 小学校費	273,269	△ 14,168	259,101
	3 中学校費	134,974	△ 6,754	128,220
	4 社会教育費	242,419	△ 3,061	239,358
	5 保健体育費	348,714	△ 2,166	346,548
補正されなかった款項にかかる金額		1,195,568		1,195,568
歳出合計		14,209,256	△ 51,642	14,157,614

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農産物生産振興対策事業	13,142
		農地維持補修事業	30,216
	2 林業費	林業振興事業	737
7 商工費	1 商工費	自然公園保守管理事業	511
8 土木費	2 道路橋梁費	防災安全対策事業	141,455
		生活道路整備事業	4,661
		橋梁維持補修事業	23,272
	4 都市計画費	矢幅駅東西自由通路等維持管理事業	3,911
	5 住宅費	町営住宅改修事業	4,202
10 教育費	2 小学校費	小学校維持管理事業	60,775
合 計			282,882

第3表

債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市公園等清掃業務委託	令和 7年度から令和 8年度まで	3,756
広宮沢公園等グラウンド春季整備工事	令和 7年度から令和 8年度まで	3,190

2 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給事業	令和 7年度から 令和21年度まで	借入残額の0.5%以内の利子補給	-	-

地 方 債 補 正

第 4 表

1 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	5,500	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	6,400	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
農地整備事業	22,000				110,300			
道路整備事業	214,200				175,900			
消防施設整備事業	13,500				13,300			
小学校施設整備事業	48,000				47,500			
中学校施設整備事業	2,200				1,800			

2 廃止 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
活動交流センター整備 事業	5,800	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	—	—	—	—

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	4,182,551	51,838	4,234,389
2 地 方 譲 与 税	167,507		167,507
3 利 子 割 交 付 金	1,107		1,107
4 配 当 割 交 付 金	8,454		8,454
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,940		3,940
6 法 人 事 業 税 交 付 金	83,469		83,469
7 地 方 消 費 税 交 付 金	858,774	50,977	909,751
8 環 境 性 能 割 交 付 金	12,754		12,754
9 地 方 特 例 交 付 金	27,807		27,807
10 地 方 交 付 税	2,378,800		2,378,800
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,052		3,052
12 分 担 金 及 び 負 担 金	129,793	△3,643	126,150
13 使 用 料 及 び 手 数 料	77,509	△1,642	75,867
14 国 庫 支 出 金	2,755,639	△61,567	2,694,072
15 県 支 出 金	1,066,868	△34,663	1,032,205
16 財 産 収 入	23,682	5,352	29,034
17 寄 附 金	212,754	△114,961	97,793
18 繰 入 金	1,136,799	△404	1,136,395
19 繰 越 金	480,237		480,237
20 諸 収 入	68,460	13,071	81,531
21 町 債	529,300	44,000	573,300
歳 入 合 計	14,209,256	△51,642	14,157,614

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	130,339	△3,086	127,253			△216	△2,870	
2 総務費	2,699,770	129,175	2,828,945	△13,714		1,377	141,512	
3 民生費	5,135,149	△107,345	5,027,804	△28,790	900	319	△79,774	
4 衛生費	995,574	△45,314	950,260	△520		1,957	△46,751	
5 労働費	29,466	△1,051	28,415				△1,051	
6 農林水産業費	573,755	45,819	619,574	△11,093	88,300	1,532	△32,920	
7 商工費	158,120	△10,684	147,436	△23		△467	△10,194	
8 土木費	1,689,870	△29,720	1,660,150	△41,410	△44,100	△2,284	58,074	
9 消防費	409,268	△194	409,074	△426	△200	△16	448	
10 教育費	1,192,377	△29,242	1,163,135	△254	△900	△1,937	△26,151	
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,184,367		1,184,367					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	14,209,256	△51,642	14,157,614	△96,230	44,000	265	323	

歳

入

2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	1,393,668	12,505	1,406,173	1 現年課税分	10,883	個人町民税の増 10,883
				2 滞納繰越分	1,622	個人町民税滞納繰越分の増 1,622
2 法人	363,303	11,484	374,787	1 現年課税分	11,818	法人町民税の増 11,818
				2 滞納繰越分	△334	法人町民税滞納繰越分の減 △334
計	1,756,971	23,989	1,780,960			

(款) 1 町税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	2,089,155	19,000	2,108,155	1 現年課税分	19,000	固定資産税の増 19,000
計	2,104,375	19,000	2,123,375			

(款) 1 町税

(項) 3 軽自動車税

1 環境性能割	8,619	679	9,298	1 環境性能割	679	環境性能割の増 679
2 種別割	108,731	14	108,745	1 現年課税分	14	種別割の増 14
計	117,350	693	118,043			

(款) 1 町税

(項) 4 町たばこ税

1 町たばこ税	197,805	7,840	205,645	1 現年課税分	7,840	町たばこ税の増 7,840
計	197,805	7,840	205,645			

(款) 1 町税

(項) 5 入湯税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 入湯税	6,050	316	6,366	1 現年課税分	316	入湯税の増 316
計	6,050	316	6,366			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	858,774	50,977	909,751	1 地方消費税交付金	50,977	地方消費税交付金の増 50,977
計	858,774	50,977	909,751			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	20,925	3,377	24,302	2 児童福祉施設費負担金	3,377	保育所運営費負担金の増 3,504 日本スポーツ振興センター保護者負担金の減 △16 病児保育利用者負担金の減 △107 一時的保育事業利用者負担金の減 △4
2 衛生費負担金	300	△230	70	1 未熟児養育医療費負担金	△230	未熟児養育医療費負担金の減 △230
3 土木費負担金	10	△10	0	1 道路橋梁費負担金	△10	蓬田前郷橋管理負担金の減 △10
4 教育費負担金	108,558	△6,780	101,778	1 小中学校費負担金	22	日本スポーツ振興センター保護者負担金の増 22
				2 学校給食費負担金	△6,802	学校給食費負担金の減 △6,802
計	129,793	△3,643	126,150			

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 総務使用料	1,610	242	1,852	1 総務使用料	242	土地建物使用料の増 46 現金自動預け払い機及び自動販売機設置料の増 232
---------	-------	-----	-------	---------	-----	---

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

						土地使用料の減	△36
2 民生使用料	236	2	238	2 保養センター使用料	2	自動販売機設置料の増	2
3 衛生使用料	6,300	287	6,587	1 火葬場使用料	287	火葬場使用料の増	287
6 土木使用料	54,888	△2,521	52,367	1 道路使用料	△151	道路占用料の減	△151
				2 河川使用料	△129	水路占用料の減	△129
				3 矢幅駅東西自由通路等使用料	90	矢幅駅東西自由通路等使用料の増	90
				6 住宅使用料	△2,450	町営住宅使用料の減	△2,450
				7 活動交流センター使用料	119	活動交流センター使用料の増	119
8 教育使用料	2,523	337	2,860	1 小中学校使用料	367	学校施設使用料の増	367
				5 総合グラウンド使用料	△30	総合グラウンド使用料の減	△30
計	65,620	△1,653	63,967				

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 総務手数料	11,242	△63	11,179	1 総務手数料	△63	町税督促手数料の減	△63
2 衛生手数料	619	14	633	1 衛生手数料	14	狂犬病予防手数料の増	14
3 農林水産業手数料	25	60	85	1 農林水産業手数料	60	耕作証明等交付手数料の増	60

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	11,889	11	11,900			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,422,898	△2,628	1,420,270	1 国民健康保険基盤安定負担金	263	国民健康保険基盤安定負担金の増 未就学児均等割保険税負担金の減 産前産後保険税負担金の減	337 △44 △30
				2 障害者自立支援給付費負担金	10,475	障害者自立支援給付費負担金の増	10,475
				4 児童手当交付金	△13,192	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の減 被用者3歳以上高等学校修了前交付金の減	△3,525 △756 △8,911
				5 児童福祉施設費負担金	△174	施設等利用費交付金の減	△174
3 消防費国庫負担金	632	△426	206	1 国民保護訓練費負担金	△426	国民保護訓練費負担金の減	△426
計	1,440,460	△3,054	1,437,406				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	642,719	△1,053	641,666	1 個人番号カード交付事業費等補助金	△1,736	個人番号カード交付事務費補助金の減	△1,736
				2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	683	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増	683
2 民生費国庫補助金	324,215	△16,076	308,139	1 障害福祉費補助金	△4,711	地域生活支援等事業費補助金の減 障害者総合支援事業費補助金の減	△2,142 △2,569

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

				2 児童福祉費補助金	△11,365	就学前教育・保育施設整備交付金の減 保育対策総合支援事業費補助金の減	△11,053 △312
3 衛生費国庫補助金	38,122	172	38,294	1 保健衛生費補助金	△192	妊婦のための支援給付費補助金の減	△192
				2 環境衛生費補助金	364	循環型社会形成推進交付金の減 自動車導入促進補助金の増	△186 550
4 土木費国庫補助金	277,653	△41,279	236,374	1 道路橋梁費補助金	△22,987	道路メンテナンス事業費補助金の減 地区内連携補助金の減	△5,387 △17,600
				2 住宅費補助金	△11,000	社会資本整備総合交付金の減	△11,000
				3 都市計画費補助金	△3,625	集約都市形成支援事業費補助金の減	△3,625
				4 デジタル田園都市 国家構想交付金	△3,667	デジタル田園都市国家構想交付金の減	△3,667
5 教育費国庫補助金	28,735	△277	28,458	1 教育振興費補助金	△554	要保護児童生徒援助費補助金の増 特別支援教育就学奨励費補助金の減	6 △560
				3 公立学校施設整備 費補助金	△1,037	学校施設環境改善交付金の減	△1,037
				4 デジタル田園都市 国家構想交付金	1,206	デジタル田園都市国家構想交付金の増	1,206
				6 史跡公園建設費補 助金	108	過年度分史跡等総合活用整備事業補助金の増	108
計	1,311,444	△58,513	1,252,931				

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	610,388	△2,803	607,585	2 国民健康保険基盤 安定負担金	△3,237	国民健康保険基盤安定負担金の減 未就学児均等割保険税負担金の減 産前産後保険税負担金の減	△3,200 △22 △15
-----------	---------	--------	---------	---------------------	--------	--	----------------------

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3 障害福祉事業費負担金	5,240	障害者自立支援給付費負担金の増 5,240
				5 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△3,352	後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減 △3,352
				6 児童手当負担金	△1,367	非被用者児童手当負担金の減 被用者3歳以上高等学校修了前負担金の減 △95 △1,272
				7 児童福祉施設費負担金	△87	施設等利用費負担金の減 △87
計	610,853	△2,803	608,050			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	15,186	△9	15,177	1 土地利用規制等対策費交付金	22	土地利用規制等対策費交付金の増 22
				4 交通安全対策費補助金	237	交通指導員設置事業補助金の増 237
				5 地域バス交通等支援事業費補助金	△244	地域バス交通等支援事業費補助金の減 △244
				6 地域経営推進費補助金	△24	地域経営推進費補助金の減 △24
2 民生費県補助金	176,782	△7,383	169,399	1 社会福祉費補助金	△522	生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助金の減 △522
				2 障害福祉費補助金	106	小児慢性特定疾病対策補助金の増 106
				5 児童福祉費補助金	△6,967	産休等代替職員費補助金の減 △1,002

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

						保育対策総合支援事業費補助金の減 いわて子育て応援在宅育児支援金の減	△5,250 △715
3 衛生費県補助金	9,582	△614	8,968	1 保健衛生費補助金	△428	自殺対策強化事業費補助金の減 出産・子育て応援交付金の減	△95 △333
				2 環境衛生費補助金	△186	浄化槽設置整備事業費補助金の減	△186
4 農林水産業費県補助金	152,004	△10,671	141,333	1 農業委員会費補助金	468	農業委員会交付金の増 農地中間管理事業等促進関連補助金の増	398 70
				2 農業振興費補助金	△12,163	環境保全型農業直接支払交付金の減 いわてニューファーマー支援事業費補助金の減 岩手県経営所得安定対策等推進事業補助金の増 特用林産施設等体制整備事業補助金の減 多面的機能支払交付金の減 集落営農活性化プロジェクト推進事業補助金の減 指定管理鳥獣対策事業補助金の増	△278 △2,344 198 △165 △2,907 △6,696 29
				4 林業費補助金	171	森林病虫害等駆除補助金の増 森林環境保全直接支援事業補助金の減	301 △130
				5 農地費補助金	853	水利施設管理強化事業補助金の増	853
5 土木費県補助金	483	△476	7	1 住宅費補助金	△476	木造住宅耐震診断支援事業補助金の減 木造住宅耐震改修支援事業補助金の減 住宅・建築物省エネ改修推進事業補助金の減	△14 △250 △212
6 教育費県補助金	1,692	171	1,863	3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金	171	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金の増	171
計	355,729	△18,982	336,747				

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	91,467	△12,676	78,791	1 総務費委託金	6	いわて県議会だより配布委託金の増 6
				2 徴税費委託金	1,989	県民税徴収委託金の増 1,989
				3 統計調査費委託金	△13	農林業センサス委託金の減 △7 学校基本調査委託金の減 △6
				4 選挙費委託金	△14,658	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金の減 △9,735 参議院議員通常選挙委託金の減 △4,923
2 民生費委託金	460	22	482	1 社会福祉費委託金	22	人権啓発活動地方委託費の減 △11 特別弔慰金支給事務費市町村交付金の増 33
3 農林水産業費委託金	1,760	△422	1,338	1 林業費委託金	△422	森林病虫害等防除業務委託金の減 △422
4 商工費委託金	18	1	19	1 自然公園施設費委託金	1	東北自然歩道施設管理業務委託金の増 1
5 土木費委託金	6,361	345	6,706	1 河川費委託金	345	一級河川雑物除去委託金の増 345
6 教育費委託金	220	△148	72	1 保健体育総務費委託金	△148	部活動地域移行事務委託金の減 △148
計	100,286	△12,878	87,408			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	10,907	272	11,179	1 土地建物貸付収入	272	土地貸付収入の増 272
2 利子及び配当金	3,584	2,285	5,869	1 利子及び配当金	2,285	財政調整基金利子の減 △597 減債基金利子 293

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

						ふるさと基金利子	9
						教育施設整備基金利子の増	2,181
						芸術文化振興基金利子の増	169
						福祉基金利子	1
						福祉医療資金貸付基金利子	7
						畜産振興基金利子	59
						公共施設等総合管理基金利子	48
						奨学金貸付基金利子の増	96
						森林環境基金利子	9
						新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金利子	10
計	14,491	2,557	17,048				

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売却収入

2 生産物売却収入	7,085	2,795	9,880	1 生産物売却収入	2,795	分収林売却収入の増	2,795
計	9,191	2,795	11,986				

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	200,000	△115,557	84,443	1 一般寄附金	△115,557	一般寄附金	1,443
						一般寄附金（ふるさと納税分）の減	△117,000
2 総務費寄附金	12,700	600	13,300	1 総務費寄附金	600	まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）の増	600
3 民生費寄附金	54	△4	50	1 民生費寄附金	△4	指定寄附金（児童行政）の減	△4
計	212,754	△114,961	97,793				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

4 森林環境基金繰入金	4,000	△2,500	1,500	1 森林環境基金繰入金	△2,500	森林環境基金繰入金の減	△2,500
-------------	-------	--------	-------	-------------	--------	-------------	--------

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給等基金繰入金	3,235	2,096	5,331	1 新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給等基金繰入金	2,096	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金繰入金の増 2,096
計	1,102,254	△404	1,101,850			

(款) 20 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	1,100	△368	732	1 延滞金	△368	町税延滞金の減 △368
計	1,100	△368	732			

(款) 20 諸収入

(項) 2 町預金利子

1 町預金利子	300	4,347	4,647	1 預金利子	4,347	預金利子の増 4,347
計	300	4,347	4,647			

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 衛生費受託事業収入	6,782	△66	6,716	1 保健衛生費受託事業収入	△66	高齢者保健と介護予防の一体的実施事業に係る受託事業収入の減 △66
計	6,782	△66	6,716			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

1 弁償金	1	187	188	1 弁償金	187	軽自動車標識弁償金の増 行旅死亡人等弁償金 186
2 雑入	44,277	8,971	53,248	1 議会費雑入	△216	議会史販売代金の減 △216

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

			2 総務費雑入	11,493	岩手県市町村振興協会市町村振興交付金 10,581 広報広告掲載料の増 317 雇用保険料被保険者負担金の増 967 生命保険事務取扱手数料の減 △184 総合賠償補償保険金 500 土地評価精通者業務代金の減 △2 予約型乗合バス運賃収入の増 100 不用物品売払収入 4 合併70周年記念祝賀会会費の減 △814 東北電力DR報奨金 24	
			3 民生費雑入	△2,866	保育園職員給食費の減 △10 医療費助成事業高額療養費返還金の減 △2,500 光熱水費使用料の減 △346 保育実習生受入謝礼金の減 △10	
			4 衛生費雑入	760	後期高齢者歯科健康診査事業費補助金の減 △140 不用物品売払収入 1 過年度出産・子育て応援交付金 899	
			5 農林水産業費雑入	609	農業者年金業務受託金の増 297 農地中間管理事業農地集積協力金返還金 300 中山間地域等直接支払交付金返還金 12	
			6 商工費雑入	5	過年度分小規模小口資金保証料補給金返還金 5	
			7 土木費雑入	△26	図面販売代金の減 △26	
			8 消防費雑入	△76	消防団福祉共済事務費 16 防災ラジオ購入負担金の減 △6 安全安心の日交流会負担金の減 △86	
			9 教育費雑入	△712	公衆電話料の増 10 複写機利用料の増 11 看板作成手数料の増 8 文化財資料集販売代金の減 △369 スポーツ振興くじ助成金の減 △376	

20 諸収入

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						矢巾町公民館自主事業参加料の増 体育総務事業資料代
計	44,278	9,158	53,436			1 3

(款) 21 町債

(項) 1 町債

2 民生債	5,500	900	6,400	1 社会福祉施設整備事業債	900	防災対策事業債の減 緊急防災・減災事業債	△5,500 6,400
3 農林水産業債	22,000	88,300	110,300	1 農地整備事業債	88,300	緊急浚渫推進事業債の減 緊急自然災害防止対策事業債の増 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	△2,000 18,900 71,400
4 土木債	238,100	△44,100	194,000	1 道路整備事業債	△38,300	公共事業等債の減 地方道路等整備事業債の減 緊急自然災害防止対策事業債の減	△23,600 △14,600 △100
				3 活動交流センター整備事業債	△5,800	緊急防災・減災事業債の減	△5,800
5 消防債	13,500	△200	13,300	1 消防施設整備事業債	△200	緊急防災・減災事業債の減	△200
6 教育債	50,200	△900	49,300	1 小学校施設整備事業債	△500	学校教育施設等整備事業債の減	△500
				2 中学校施設整備事業債	△400	学校教育施設等整備事業債の減	△400
計	529,300	44,000	573,300				

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	130,339	△3,086	127,253			△216	△2,870	2 給 料	△150	◎議会運営事業の減	△3,086
								7 報 償 費	△180	○一般職員給与費の減	△150
								8 旅 費	△169	○議会運営事業の減	△944
								10 需 用 費	△1,246	食糧費	△15
								11 役 務 費	△514	通信運搬費	△84
								13 使用料及び 賃 借 料	△257	筆耕料	△50
								17 備 品 購 入 費	△492	使用料及び賃借料	△257
								18 負担金、補助 及び交付金	△78	議会用備品購入費	△492
										諸会議負担金	△46
										○調査研修事業の減	△418
										謝礼	△180
										普通旅費	△2
										費用弁償	△49
										特別旅費	△118
										消耗品費	△37
										特別委員会県外所管事務調査 負担金	△32
										○議会だより作成事業の減	△1,194
										印刷製本費	△1,194
										○矢巾町議会史編さん事業の減	△380
										通信運搬費	△380
計	130,339	△3,086	127,253			△216	△2,870				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	485,766	2,431	488,197			469	1,962	1 報 酬	△147	◎一般管理事業の増	6,108
								2 給 料	△2,450	○一般職員給与費の増	6,034
								3 職 員 手 当 等	8,569	○一般管理事業の増	74
								4 共 済 費	△145	特別職報酬等審議会委員報酬	△49
										行政区再編審議会委員報酬	△91
										固定資産評価審査委員報酬	△7
										報償費	500

1 議会費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							7 報償費	495	普通旅費	△279
							8 旅費	△2,585	◎秘書事業の減	△54
							10 需用費	△10	○秘書事業の減	△54
							11 役務費	△841	◎人事・服務管理事業の減	△660
							12 委託料	△126	○人事・服務管理事業の減	△660
							18 負担金、補助及び交付金	△329	会計年度任用職員手当等	△15
									会計年度任用職員社会保険料等	△45
									費用弁償	△19
									手数料	△519
									公平委員会負担金	10
									安全衛生教育講習負担金	△72
									◎職員研修事業の減	△1,686
									○職員研修事業の減	△1,686
									謝礼	△5
									普通旅費	△1,024
									手数料	△264
									職員研修業務委託料	△126
									研修受講負担金	△156
									市町村職員研修協議会研修負担金	△61
									職員研修補助金	△50
									◎人材育成事業の減	△1,263
									○人材育成事業の減	△1,263
									特別旅費	△1,263
									◎合併70周年記念事業の減	△14
									○合併70周年記念事業の減	△14

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費						消耗品費	△10
										手数料	△4
2文書広報費	55,752	△3,546	52,206	317	△3,863	7報償費	△57	◎文書管理事業の減	△820		
						10需用費	△2,220	○文書管理事業の減 通信運搬費	△820 △820		
						11役務費	△887	◎広報広聴事業の減	△2,726		
						12委託料	△330	○広報事業の減 謝礼	△2,717 △57		
						13使用料及び賃借料	△52	燃料費 印刷製本費 手数料 広報用動画制作業務委託料 使用料及び賃借料 ○広聴事業の減 通信運搬費	△20 △2,200 △58 △330 △52 △9 △9		
3財政管理費	11,282	△886	10,396	△886	8旅費	△6	◎財政管理事業の減	△886			
					11役務費	△54	○財政管理事業の減 普通旅費 手数料	△886 △6 △54			
					13使用料及び賃借料	△800	使用料及び賃借料 諸会議負担金	△800 △26			
					18負担金、補助及び交付金	△26					
5財産管理費	175,641	△9,077	166,564	884	△9,961	1報酬	△2,517	◎財産管理事業の減	△5,664		
						2給料	△1,550	○財産管理事業の減 会計年度任用職員報酬	△5,655 △2,517		
						3職員手当等	△1,476	会計年度任用職員手当等 謝礼	△952 △250		
						7報償費	△250	費用弁償 手数料	△169 47		
						8旅費	△297	火災保険料 総合賠償補償保険料	△195 △102		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							10 需用費	△370	室岡地区広場管理業務委託料	△220
							11 役務費	△299	町有地草刈業務委託料	△400
							12 委託料	△1,902	駐車場等除雪業務委託料	△760
							13 使用料及び賃借料	△145	植木手入業務委託料	△50
							14 工事請負費	△320	町有地立木伐採業務委託料	△87
							24 積立金	49	○バルクリース方式による省C	
									○2改修事業の減	△58
									普通旅費	△58
									○公共施設等総合管理基金積立事業の増	49
									公共施設等総合管理基金積立金	49
									◎庁舎管理運営事業の減	△875
									○庁舎管理事業の減	△875
									会計年度任用職員手当等	△124
									手数料	△35
									機械設備保守点検業務委託料	△22
									芝生管理業務委託料	△165
									非常用発電機点検業務委託料	△44
									使用料及び賃借料	△15
									工事請負費	△320
									◎車両管理運営事業の減	△2,688
									○車両管理事業の減	△2,688
									会計年度任用職員給料	△1,550
									会計年度任用職員手当等	△400
									普通旅費	△70
									消耗品費	△370
									手数料	△14
									バス運行業務委託料	△154
									使用料及び賃借料	△130

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

6企画費	646,577	△50,764	595,813	△222		109	△50,651	1報酬	△3,362	◎企画事業の減	△49,673
								3職員手当等	△1,189	○企画総務事業の減	△53,898
								4共済費	△762	報償費	△369
								7報償費	△984	普通旅費	△367
								8旅費	△1,835	特別旅費	△99
								10需用費	△1,764	消耗品費	△340
								11役務費	△3,954	通信運搬費	△3,387
								12委託料	△49,555	広告料	△300
								13使用料及び賃借料	△3,008	手数料	△110
								18負担金、補助及び交付金	△9,785	ふるさと納税運営業務委託料	△48,540
								22償還金、利子及び割引料	25,424	使用料及び賃借料	△396
								24積立金	10	町ふるさと基金積立金	10
										○公共交通事業の減	△5,569
										謝礼	△398
										普通旅費	△56
										食糧費	△11
										印刷製本費	△687
										手数料	△72
										市街地循環バス運行業務委託料	△927
										使用料及び賃借料	△13
										研修会参加負担金	△11
										地域バス交通等支援事業費補助金	△487
										地方バス路線存続支援金	△2,907
										○地方創生事業の増	9,794
										会計年度任用職員報酬	△3,362
										会計年度任用職員手当等	△1,189
										会計年度任用職員社会保険料等	△762
										謝礼	△186
										普通旅費	△140
										費用弁償	△122
										消耗品費	△618
										燃料費	△99
										手数料	△5
										自動車損害保険料	△80

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
									大型特殊運転免許取得委託料 △88 使用料及び賃借料 △2,599 移住促進セミナー出展負担金 △110 研修負担金 △160 定住促進利子補給金 △5,110 地域おこし協力隊起業支援補助金 △1,000 過年度交付金返還金 25,424 ◎政策推進事業の減 △1,091 ○未来戦略事業の減 △1,091 謝礼 △31 普通旅費 △882 特別旅費 △169 食糧費 △9	
7交通安全 防犯対策 費	10,798	△1,648	9,150	237			△1,885	7報 償 費 △907 8旅 費 △479 11役 務 費 △62 17備品購入費 △200	◎交通安全対策事業の減 △1,295 ○交通安全指導事業の減 △1,295 謝礼 △800 表彰費 △49 費用弁償 △184 手数料 △62 交通指導員備品購入費 △200 ◎地域安全事業の減 △353 ○防犯対策事業の減 △353 謝礼 △58 普通旅費 △16 費用弁償 △279	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

8 財政調整 基金費	462,583	292,405	754,988			△302	292,707	24 積立金	292,405	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金 ○減債基金積立事業の増 減債基金積立金	292,405 292,111 292,111 294 294
9 コミュニ ティ対策 費	41,506	△2,807	38,699	6		△36	△2,777	3 職員手当等	△401	◎コミュニティ推進事業の減 ○コミュニティ組織育成事業の 減 コミュニティ地域支援業務委 託料	△2,807 △1,406 △1,406
								4 共済費	△70	○コミュニティ施設等維持管理 事業の減 消耗品費	△644 △10
								10 需用費	△74	手数料	△330
								11 役務費	△371	害虫駆除等業務委託料	△84
								12 委託料	△1,490	工事請負費	△220
								13 使用料及び 賃借料	△184	○消費者行政事業の増 盛岡広域消費生活センター負 担金	3 3
								14 工事請負費	△220	○町民憲章推進事業の減 手数料	△6 △6
								18 負担金、補助 及び交付金	3	○コミュニティ支援員事業の減 会計年度任用職員手当等 会計年度任用職員社会保険料 等 消耗品費 自動車損害保険料 使用料及び賃借料	△754 △401 △70 △64 △35 △184
10 電子計算 費	421,058	△49,106	371,952				△49,106	12 委託料	△990	◎電子計算事業の減 ○電子計算業務運営事業の減 情報セキュリティ向上業務委 託料	△49,106 △7,106 △990
								13 使用料及び 賃借料	△47,849	使用料及び賃借料	△5,849
								17 備品購入費	△267	電算用備品購入費	△267

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									○情報システム標準化・共通化事業の減 使用料及び賃借料	△42,000 △42,000	
11 諸費	18,100	△7,950	10,150				△7,950	22 償還金、利子及び割引料	△7,950	◎町税還付金費の減 ○町税還付金費の減 税還付金 税還付加算金 ◎町税返還金費の減 ○町税返還金費の減 税返還金	△6,090 △6,090 △5,700 △390 △1,860 △1,860 △1,860
計	2,338,772	169,052	2,507,824	21		1,441	167,590				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	90,357	△3,827	86,530	7,634			△11,461	2 給料	△3,200	◎税務総務事業の減 ○一般職員給与費の減 ○税務総務事業の減 普通旅費 消耗品費 印刷製本費 手数料 廃棄物処理業務委託料	△3,827 △3,689 △138 △48 △37 △55 △3 5
								3 職員手当等	△489		
								8 旅費	△48		
								10 需用費	△92		
								11 役務費	△3		
								12 委託料	5		
2 賦課徴収費	75,184	△10,719	64,465	△5,645		△64	△5,010	1 報酬	△222	◎賦課事業の減 ○賦課事業の減	△7,075 △7,075
								3 職員手当等	△226	会計年度任用職員報酬	△222

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

								8 旅 費	△186	会計年度任用職員手当等	△226
								10 需 用 費	△2,531	普通旅費	△97
								11 役 務 費	△1,471	費用弁償	△29
								12 委 託 料	△3,931	消耗品費	△55
								13 使用料及び 賃 借 料	△730	印刷製本費	△2,026
								18 負担金、補助 及び交付金	△1,422	通信運搬費	△245
										手数料	△26
										町県民税・軽自動車税納税通 知書封入等業務委託料	△300
										給与支払報告書等パンチ業務 委託料	△218
										土地鑑定評価業務委託料	△1,664
										土地評価及び地番図更新業務 委託料	△1,573
										航空写真撮影等業務委託料	△176
										使用料及び賃借料	△66
										軽自動車検査情報提供システ ム利用負担金	△10
										研修受講等負担金	△142
										◎徴収事業の減	△3,644
										○徴収事業の減	△3,644
										普通旅費	△60
										印刷製本費	△450
										通信運搬費	△480
										手数料	△720
										使用料及び賃借料	△664
										地方税共同機構負担金	△1,200
										研修受講等負担金	△70
計	165,541	△14,546	150,995	1,989		△64	△16,471				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民 基本台帳 費	87,467	△9,886	77,581	△1,053			△8,833	1 報 酬	△479	◎戸籍住民基本台帳事業の減	△9,886
								2 給 料	△250	○一般職員給与費の減	△280
										○戸籍住民基本台帳事業の減	△9,606

2 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							3職員手当等	△548	会計年度任用職員報酬	△479
							8旅 費	△145	会計年度任用職員手当等 普通旅費	△518 △95
							10需用費	△372	費用弁償	△50
							11役 務 費	△456	消耗品費	50
							12委 託 料	△6,021	印刷製本費	△422
							13使用料及び 賃 借 料	△1,114	通信運搬費	△456
							17備品購入費	△493	異動受付支援システム改修業 務委託料	△2,728
							18負担金、補助 及び交付金	△8	戸籍事務遠隔支援サービス業 務委託料	△200
									戸籍総合システム改修業務委 託料	△2,046
									氏名の振り仮名通知業務委託 料	△147
									マイナンバーカード申請等支 援業務委託料	△900
									使用料及び賃借料	△1,114
									個人番号カード交付関係備品 購入費	△493
									県戸籍住民基本台帳事務連合 協議会負担金	△8
計	87,467	△9,886	77,581	△1,053			△8,833			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1選挙管理 委員会費	29,804	△3,385	26,419				△3,385	2給 料	△150	◎適正選挙推進事業の減	△3,385
								3職員手当等	△118	○一般職員給与費の減	△568
								4共 済 費	△300	○選挙管理委員会費の減	△2,817
										普通旅費	△32
										費用弁償	△125

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

								8旅 費	△157	印刷製本費 使用料及び賃借料	△60
								10需用費	△60		△2,600
								13使用料及び賃借料	△2,600		
2選挙啓発費	233	△55	178				△55	10需用費	△55	◎明るい選挙啓発事業の減	△55
										○明るい選挙啓発事業の減	△55
										印刷製本費	△55
3参議院議員通常選挙費	20,412	△3,326	17,086	△4,923			1,597	1報酬	△845	◎参議院議員通常選挙費の減	△3,326
								3職員手当等	△72	○一般職員給与費の減	△72
								8旅 費	△53	○参議院議員通常選挙費の減	△3,254
								10需用費	△747	開票立会人報酬	△131
								11役務費	△282	投票管理者報酬	△17
								12委託料	△847	投票立会人報酬	△116
								13使用料及び賃借料	△303	会計年度任用職員報酬	△581
								17備品購入費	△177	費用弁償	△53
										消耗品費	△479
										食糧費	△6
										印刷製本費	△37
										光熱水費	△25
										修繕料	△200
										通信運搬費	△222
										手数料	△60
										ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料	△16
										投票所仮設スロープ設置及び撤去業務委託料	△185
										投票所入場券作成業務委託料	△646
										使用料及び賃借料	△303
										選挙用備品購入費	△177

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	18,118	△3,576	14,542	△9,735			6,159	1 報 酬	△207	◎衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の減 △3,576 ○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の減 △3,576 開票立会人報酬 △121 投票立会人報酬 △86 消耗品費 △200 印刷製本費 △100 修繕料 △220 通信運搬費 △115 手数料 △48 ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料 △25 投票所仮設スロープ設置及び撤去業務委託料 △27 投票所入場券作成業務委託料 △13 投票所交通誘導警備業務委託料 △174 使用料及び賃借料 △647 選挙用備品 △1,800
								10 需 用 費	△520	
								11 役 務 費	△163	
								12 委 託 料	△239	
								13 使用料及び賃借料	△647	
								17 備品購入費	△1,800	
計	68,567	△10,342	58,225	△14,658			4,316			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	6,712	△444	6,268				△444	2 給 料	△150	◎統計調査総務事業の減 △444 ○一般職員給与費の減 △291 ○統計調査総務事業の減 △153 普通旅費 △38 費用弁償 △115
								3 職員手当等	△141	
								8 旅 費	△153	

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

2 指定統計費	22,322	△4,253	18,069	△13			△4,240	1 報酬	△2,080	◎指定統計事業の減 ○一般職員給与費の減 ○指定統計調査事業の減 国勢調査調査員等報酬 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 普通旅費 費用弁償 消耗品費 食糧費 通信運搬費 調査員業務委託料 使用料及び賃借料	△4,253
								3 職員手当等	△1,194		△488
								8 旅費	△64		△3,765
								10 需用費	△51		△630
								11 役務費	△176		△1,450
								12 委託料	△74		△706
								13 使用料及び賃借料	△614		△3
計	29,034	△4,697	24,337	△13			△4,684				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	10,389	△406	9,983				△406	3 職員手当等	△197	◎監査事業の減 ○一般職員給与費の減 ○監査事業の減 普通旅費 費用弁償 食糧費	△406
								4 共済費	△150		△347
								8 旅費	△52		△59
								10 需用費	△7		△17
計	10,389	△406	9,983				△406				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	550,975	△46,223	504,752	△3,474		△1,489	△41,260	1 報酬	△77	◎社会福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減 ○社会福祉総務事業の減 報償費 普通旅費	△2,892
								2 給料	△1,020		△1,836
								3 職員手当等	△1,000		△118
										△60	
										△24	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										未就学児均等割保険税繰出金	△88
										産前産後保険税繰出金	△59
										◎低所得者支援及び定額減税補足 給付金（不足額給付）給付事業 の減	△16,815
										○低所得者支援及び定額減税補 足給付金（不足額給付）給付 事業の減	△16,815
										消耗品費	△2
										印刷製本費	△4
										通信運搬費	△981
										低所得者支援及び定額減税補 足給付金（不足額給付）	△15,828
2障害福祉 費	964,258	14,024	978,282	11,110			2,914	1報 酬	△67	◎障害福祉総務事業の減	△132
								7報 償 費	△45	○障害福祉総務事業の減 謝礼	△132 △45
								8旅 費	△37	普通旅費	△5
								11役 務 費	△96	特別旅費	△32
								12委 託 料	△65	通信運搬費	1
								19扶 助 費	14,334	障害福祉システム改修業務委 託料	△44
										障害福祉システムサービスコ ード修正に伴う改修業務委託 料	△7
										◎障害者支援事業の増	16,156
										○障害者自立支援事業の増	20,861
										会計年度任用職員報酬	△67
										手数料	△22
										介護給付費・訓練等給付費	20,000
										特定障害者特別給付費	150
										補装具費支給費	800
										○地域生活支援事業の減	△4,705
										手数料	△75

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									家族のスキル向上支援業務委託料 △14 意思疎通支援事業給付費 △66 日中一時支援事業給付費 △4,000 成年後見制度利用支援事業給付費 △550 ◎障害児福祉事業の減 △2,000 ○障害児福祉事業の減 △2,000 障害児相談支援給付費 △2,000	
3 老人福祉費	889,906	△14,244	875,662	△3,274		214	△11,184	1 報酬 △106 ◎老人福祉総務事業の減 △1,856 2 給料 △850 ○一般職員給与費の減 △1,329 3 職員手当等 △495 ○老人福祉総務事業の減 △527 4 共済費 △400 成年後見制度利用促進審議会委員報酬 △106 7 報償費 △62 表彰費 △62 10 需用費 △147 通信運搬費 △6 11 役務費 △6 地域敬老支援業務委託料 △353 ◎老人保護措置事業の増 108 ○老人保護措置事業の増 108 老人保護措置業務委託料 108 ◎介護予防事業の増 157 ○日常生活支援事業の増 157 一人暮らし老人緊急通報システム管理業務委託料 △491 除雪作業支援業務委託料 2,578 在宅高齢者配食サービス支援業務委託料 △404 多世代型地域包括支援補助金 △1,190 27 繰出金 △12,090 家族介護用品給付費 △336		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										◎介護予防施設事業の減	△147
										○介護予防施設運営事業の減	△147
										光熱水費	△147
										◎介護保険運営事業の減	△6,642
										○一般職員給与費の減	△209
										○介護保険事業特別会計繰出事業の減	△6,433
										事務費等繰出金	△6,433
										◎後期高齢者医療運営事業の減	△5,864
										○一般職員給与費の減	△207
										○後期高齢者医療特別会計繰出事業の減	△5,657
										保険基盤安定負担金繰出金	△4,203
										事務費等繰出金	△1,454
4保健福祉交流センター費	31,342	△788	30,554		900	△600	△1,088	3職員手当等	△348	◎保健福祉交流センター管理運営事業の減	△788
								14工事請負費	△440	○保健福祉交流センター維持管理事業の減	△788
										会計年度任用職員手当等	△348
										工事請負費	△440
5保養センター費	55,695	△1,907	53,788			2	△1,909	10需用費	△490	◎国民保養センター管理運営事業の減	△1,907
								11役務費	△1	○国民保養センター維持管理事業の減	△1,907
								14工事請負費	△469	消耗品費	△190
								17備品購入費	△947	修繕料	△300
										手数料	△1
										工事請負費	△469
										厨房備品購入費	△947
計	2,492,176	△49,138	2,443,038	4,362	900	△1,873	△52,527				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉 総務費	310,687	△3,888	306,799	△715		△350	△2,823	1 報 酬	△63	◎児童福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の増	△1,706 25
								3 職員手当等	△75	○児童行政事業の減	△1,731
								4 共 済 費	100	子ども・子育て会議委員報酬 謝礼	△63 △105
								7 報 償 費	△105	普通旅費	△67
								8 旅 費	△67	印刷製本費	△47
								10 需 用 費	△210	通信運搬費	△19
								11 役 務 費	△16	いわて子育て応援在宅育児支 援金	△1,430
								12 委 託 料	△926	◎健全育成事業の減	△219
								13 使用料及び 賃 借 料	△1,083	○児童館運営事業の減 光熱水費	△219 △163
								17 備品購入費	△13	通信運搬費 廃棄物収集運搬処理業務委託 料	3 △46
2 児童措置 費	568,478	△15,905	552,573	△14,559		△1,346	18 負担金、補助 及び交付金	△1,430	◎あんしん子育て事業の減 ○重層的支援体制整備事業の減 児童相談システム保守業務委 託料	△1,963 △1,963 △880	
							11 役 務 費	△300	◎児童措置事業の減 ○児童手当取扱事業の減 通信運搬費	△15,905 △300 △300	
							19 扶 助 費	△15,605	○児童手当給付事業の減 児童手当給付	△15,605 △15,605	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3児童福祉施設費	1,621,919	△40,644	1,581,275	△17,878		3,367	△26,133	1 報酬	△10,300	◎児童福祉施設総務事業の減	△1,699
								2 給料	△3,400	○保育行政事業の減	△1,699
								3 職員手当等	△5,796	謝礼	△85
								4 共済費	△64	病児保育事業負担金	△308
								7 報償費	△85	保育士奨学金返済支援補助金	△1,006
								8 旅費	△320	保育所等施設物価高騰対応重点支援金	△300
								10 需用費	227	◎町立保育園事業の減	△19,029
								11 役務費	△473	○一般職員給与費の減	△2,620
								12 委託料	5,371	○町立保育園維持管理事業の減	△79
								13 使用料及び賃借料	△10	遊具保守点検業務委託料	△9
								17 備品購入費	△132	害虫等駆除業務委託料	△70
								18 負担金、補助及び交付金	△22,570	○町立保育園運営事業の減	△16,330
								19 扶助費	△3,098	会計年度任用職員報酬	△9,800
								22 償還金、利子及び割引料	6	会計年度任用職員給料	△1,200
		会計年度任用職員手当等	△4,544								
		会計年度任用職員社会保険料等	△64								
		費用弁償	△300								
		燃料費	116								
		光熱水費	111								
		通信運搬費	△100								
		手数料	△373								
		歯科検診業務委託料	△6								
		歯科検診器具滅菌業務委託料	△5								
		使用料及び賃借料	△10								
		管理備品購入費	△132								
		日本スポーツ振興センター負担金	△13								
		学校安全互助会負担金	△10								
		◎保育委託事業の増	5,461								
		○保育委託事業の増	5,461								
		町外保育園運営業務委託料	1,659								
		町内私立保育園運営業務委託料	3,802								

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										◎私立保育園助成事業の減 △20,927 ○私立保育園運営費助成事業の減 △2,029 児童福祉施設等産休等代替職員費補助金 △1,003 私立保育園等運営費補助金 △1,026 ○私立保育園等整備費補助事業の減 △18,898 就学前教育・保育施設整備費補助金 △12,436 保育対策総合支援事業補助金 △6,468 保育所等における性被害防止対策設備等支援事業費補助金 返還金 6 ◎幼稚園施設型給付事業の減 △1,010 ○幼稚園施設型給付事業の減 △1,010 幼稚園施設型給付費 △1,010 ◎施設等利用給付事業の減 △1,926 ○施設等利用給付事業の減 △1,926 施設等利用給付費 △1,386 副食費給付費 △540 ◎地域子ども・子育て支援事業の減 △1,514 ○地域子ども・子育て支援事業の減 △162 実費徴収に係る補足給付費 △162 ○乳児等通園支援事業の減 △1,352 会計年度任用職員報酬 △500 会計年度任用職員手当等 △832 費用弁償 △20

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

4母子福祉費	141,889	2,230	144,119			△825	3,055	11 役 務 費	30	◎母子福祉医療費助成事業の増 ○子ども医療費助成事業の増 医療給付費 ○妊産婦医療費助成事業の増 手数料 ○ひとり親家庭福祉医療費助成 事業の増 医療給付費 ○寡婦医療費助成事業の減 医療給付費	2,230 3,000 3,000 30 30 200 200 △1,000 △1,000
								19 扶 助 費	2,200		
計	2,642,973	△58,207	2,584,766	△33,152		2,192	△27,247				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	253,081	△9,889	243,192	△698		955	△10,146	1 報 酬	△190	◎保健衛生総務事業の減 ○一般職員給与費の減 ○保健衛生総務事業の減 謝礼 印刷製本費 通信運搬費 健康情報支援システム保守管 理業務委託料 後期高齢者健康診査業務委託 料 後期高齢者歯科健康診査業務 委託料 使用料及び賃借料 ○健康表彰事業の減 報償費 ○高齢者保健と介護予防の一体 的实施事業の減 謝礼 消耗品費 ○栄養改善事業の減	△5,924 △421 △4,485 △90 △70 △87 △181 △1,000 △140 △2,917 △110 △110 △345 △205 △140 △563
								2 給 料	△100		
								3 職 員 手 当 等	△694		
								4 共 済 費	△100		
								7 報 償 費	△573		
								8 旅 費	△13		
								10 需 用 費	△710		
								11 役 務 費	△176		
								12 委 託 料	△3,956		
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△2,917		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18 負担金、補助及び交付金	△460	会計年度任用職員報酬 △190 会計年度任用職員手当等 △373 ◎成人検診事業の減 △1,374 ○成人検診事業の減 △1,374 印刷製本費 △300 通信運搬費 △89 禁煙支援業務委託料 △15 検診送迎業務委託料 △40 各種成人検診業務委託料 △700 成人歯科健診業務委託料 △230 ◎母子保健事業の減 △2,155 ○一般職員給与費の減 △100 ○母子保健事業の減 △2,055 謝礼 △100 普通旅費 △5 印刷製本費 △200 妊産婦健診業務委託料 △1,000 乳幼児健診業務委託料 △400 新生児聴覚検査業務委託料 △100 産後家事支援業務委託料 △150 妊婦及び乳児県外健診助成金 △100 ◎精神保健事業の減 △76 ○精神保健事業の減 △76 謝礼 △68 特別旅費 △8 ◎水道事業会計繰出事業の減 △360 ○水道事業会計繰出事業の減 △360 水道事業会計負担金 △360

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	138,569	△31,360	107,209			14	△31,374	10 需用費	△320	◎予防接種事業の減	△31,260
								11 役務費	△40	○予防接種事業の減	△31,260
								12 委託料	△31,000	印刷製本費	△260
								18 負担金、補助及び交付金	△132	各種定期予防接種業務委託料	△10,000
								22 償還金、利子及び割引料	132	各種任意予防接種業務委託料	1,800
										コロナウイルスワクチン接種業務委託料	△24,500
										帯状疱疹ワクチン予防接種業務委託料	1,700
										妊婦インフルエンザ予防接種費用助成金	△132
										感染症予防事業費等国庫補助金過年度返還金	132
										◎狂犬病予防対策事業の減	△100
										○狂犬病予防対策事業の減	△100
										消耗品費	△60
										通信運搬費	△40
計	391,650	△41,249	350,401	△698		969	△41,520				

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	546,397	△4,513	541,884	178		1	△4,692	2 給料	△340	◎環境衛生事業の減	△818
								3 職員手当等	△37	○一般職員給与費の減	△377
								7 報償費	△42	○環境衛生事業の減	△441
								8 旅費	△90	謝礼	△42
								10 需用費	△72	普通旅費	△64
								11 役務費	△118	特別旅費	△26
								12 委託料	△51	消耗品費	△30
										燃料費	△5
										光熱水費	△5
										通信運搬費	△52
										手数料	△66
										不法投棄防止パトロール業務委託料	△51

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	△3,763	① 集団資源回収事業奨励補助金 △100 ◎浄化槽設置整備事業の減 △722 ○浄化槽設置整備事業の減 △722 消耗品費 △32 岩手県浄化槽推進協議会会費 △12 諸会議負担金 △3 浄化槽設置整備事業費補助金 △675 ◎ごみ処理場運営事業の減 △895 ○ごみ処理広域化事業の減 △895 盛岡広域環境組合負担金 △895 ◎し尿処理場運営事業の減 △2,078 ○し尿処理場運営事業の減 △2,078 汚泥再生処理センター運営負担金 △2,078	
2 環境保全費	36,209	△583	35,626			△583	1 報酬	△98	◎環境保全事業の減 △104 ○環境保全事業の減 △98	
							10 需用費	△6	環境審議会委員報酬 △98	
							11 役務費	△269	○重点対策加速化事業の減 △6 印刷製本費 △6	
							12 委託料	△210	◎公害対策事業の減 △479 ○公害対策事業の減 △479 手数料 △269 水質検査業務委託料 △210	
3 斎場費	21,318	1,031	22,349			987	44 7 報償費	△56	◎矢巾斎苑運営事業の増 1,031 ○矢巾斎苑維持管理事業の減 △277	
							12 委託料	1,408	コンデンサ交換委託料 △260	

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

								14 工事請負費	△321	工事請負費 ○矢巾斎苑運営事業の増 矢巾斎苑指定管理料 ○矢巾斎苑整備事業の減 謝礼 工事請負費	△17 1,668 1,668 △360 △56 △304
計	603,924	△4,065	599,859	178		988	△5,231				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1 労働諸費	29,466	△1,051	28,415				△1,051	2 給料	△240	◎就労者支援事業の減 ○一般職員給与費の減	△808 △446
								3 職員手当等	△206	○就労者支援事業の減 報償費	△62 △3
								7 報償費	△3	通信運搬費 筆耕料	△58 △1
								10 需用費	△130	○矢巾勤労者共同福祉センター 管理運営事業の減	△300
								11 役務費	△59	矢巾勤労者共同福祉センター 指定管理料	△300
								12 委託料	△300	◎雇用安定化対策事業の減	△243
								18 負担金、補助 及び交付金	△113	○雇用安定化対策事業の減 消耗品費 印刷製本費 インターンシップ支援事業補 助金	△243 △30 △100 △113
計	29,466	△1,051	28,415				△1,051				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	37,629	△476	37,153	468		357	△1,301	2 給料	△130	◎農業委員会総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△309 △130
								7 報償費	△60	○農業委員会総務事業の減	△179

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							8 旅 費	△286	費用弁償 △179 ◎農業者年金事業の減 △62 ○農業者年金事業の減 △62 普通旅費 △17 費用弁償 △45 ◎土地調整事業の減 △105 ○土地調整事業の減 △105 謝礼 △60 普通旅費 △15 費用弁償 △30	
2 農業総務費	55,789	△5,556	50,233	△2,344		3,700	△6,912	1 報 酬 △126 ◎農政対策事業の減 △1,956 ○一般職員給与費の減 △1,111 2 給 料 △450 ○農政対策事業の減 △126 ○農政審議会委員報酬 △126 3 職員手当等 △511 ○農産物消費者PR事業の減 △719 謝礼 △82 4 共 済 費 △150 消耗品費 △150 通信運搬費 △153 7 報 償 費 △82 手数料 △334 10 需 用 費 △150 ◎経営構造対策事業の減 △3,600 ○担い手育成事業の減 △3,600 11 役 務 費 △487 矢巾町親元就農給付金 △600 新規就農者育成総合対策事業 18 負担金、補助 及び交付金 △3,600 補助金 △3,000		
3 農業振興費	46,981	△8,271	38,710	△6,634		800	△2,437	1 報 酬 △300 ◎農業振興事業の減 △520 ○農業振興総務事業の減 △386 8 旅 費 △51 普通旅費 △51		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

								10 需用費	△74	農業用廃プラスチック適正処 理事業補助金	△46
								13 使用料及び 賃借料	△60	収入保険加入支援補助金	△189
								18 負担金、補助 及び交付金	△8,086	6次産業化推進事業費補助金	△100
								22 償還金、利子 及び割引料	300	○有害鳥獣駆除事業の減	△363
										有害鳥獣実施隊員報酬	△300
										消耗品費	△3
										使用料及び賃借料	△60
										○農地中間管理事業の増	229
										消耗品費	△71
										農地中間管理事業機構集積協 力金返還金	300
										◎持続可能な農業経営体育成事業 の減	△7,486
										○需要に応じた米生産推進事業 の減	△789
										経営所得安定対策推進事業補 助金	△789
										○集落営農活性化推進事業の減	△6,697
										集落営農活性化補助金	△6,697
										◎農業生産振興対策事業の減	△165
										○農産物生産振興対策事業の減	△165
										特用林産施設等体制整備事業 補助金	△165
										◎農業制度資金事業の減	△100
										○農業制度資金利子補給事業の 減	△100
										農業近代化資金利子補給金	△100
4 畜産業費	3,871	60	3,931			59	1	24 積立金	60	◎畜産生産振興事業の増	60
										○畜産振興総合対策事業の増	60
										畜産振興基金積立金	60

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 農地費	213,939	66,021	279,960	△2,332	88,300	12	△19,959	10 需用費	△202	◎農業基盤整備事業の増 ○農業基盤整備事業の減 使用料及び賃借料 ○農地等整備事業の減 多面的機能支払・長寿命化交付金 環境保全型農業直接支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 返還金	68,462 △200 △200 △4,497 △4,135 △371 9
								13 使用料及び賃借料	△200	○ほ場整備事業の増 県営農業競争力強化基盤整備事業負担金	60,000 60,000
								14 工事請負費	△2,239	○かんがい整備事業の増 基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業補助金 (渇水・高温対策)	13,159 △293 12,600 852
								18 負担金、補助及び交付金	68,653	◎農地維持補修事業の減 ○農地維持補修事業の減 修繕料 工事請負費	△2,441 △2,441 △202 △2,239
								22 償還金、利子及び割引料	9		
6 農村総合整備事業費	169,181	△124	169,057				△124	10 需用費	△4	◎農業研修施設事業の減 ○農村環境改善センター管理事業の減 消耗品費 工事請負費 施設管理備品購入費	△124 △124 △4 △104 △16
								14 工事請負費	△104		
								17 備品購入費	△16		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

7 農業構造 改善事業 促進対策 費	5,751	△65	5,686				△65	10 需用費	△2	◎農業研修施設事業の減 ○農業構造改善センター管理事 業の減 修繕料 施設管理備品	△65
								17 備品購入費	△63		△65
8 ダム管理 費	19,182	△2,273	16,909				△2,273	2 給料	△333	◎ダム維持管理事業の減 ○一般職員給与費の減 ○ダム維持管理事業の減 会計年度任用職員給料 会計年度任用職員手当等 普通旅費 手数料 煙山ダム草刈業務委託料 煙山ダム油圧機械保守点検業 務委託料 煙山ダム定期観測測量業務委 託料 ダム管理主任技術者研修負担 金	△2,273
								3 職員手当等	△48		△20
								8 旅費	△190		△2,253
								11 役務費	△747		△233
								12 委託料	△775		△128
								18 負担金、補助 及び交付金	△180		△190
計	552,323	49,316	601,639	△10,842	88,300	4,928	△33,070				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興 費	21,432	△3,497	17,935	△251			△3,396	10 需用費	△8	◎林業総務事業の減 ○林業総務事業の減 消耗品費 農山漁村再エネ協議会負担金 森林・山村多面的機能発揮交 付金 森林環境譲与税積立金 ◎林業振興対策事業の減 ○林業振興事業の減 通信運搬費 森林病虫害等防除業務委託料	△555
								11 役務費	△6		△555
								12 委託料	△2,581		△8
								18 負担金、補助 及び交付金	△487		△23
								24 積立金	△415		△109
										△415	△415

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									森林環境保全直接支援業務委託料 △235 民有林保育間伐業務委託料 △935 町有地植樹場所環境整備業務委託料 △667 森林病虫害等防除補助金 △55 松くい虫等防除伐採補助金 △300	
計	21,432	△3,497	17,935	△251		△3,396	150			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	43,392	△462	42,930				△462	2 給料	△150	◎商工総務事業の減 △462 ○一般職員給与費の減 △458 ○商工総務事業の減 △4 県中小企業団体中央会負担金 △4
								3 職員手当等	△308	
								18 負担金、補助及び交付金	△4	
2 商工振興費	74,599	△6,276	68,323			△577	△5,699	7 報償費	△869	◎商工業振興事業の減 △4,268 ○商工業振興事業の減 △4,268 謝礼 △869 普通旅費 △5 食糧費 △23 通信運搬費 △29 手数料 △22 地域人材育成ネットワーク事業負担金 △30 農商工共創事業負担金 △3,000 岩手もりおか学生デジコン実行委員会負担金 △50 矢巾町創業支援事業補助金 △240
								8 旅費	△5	
								10 需用費	△23	
								11 役務費	△51	
								18 負担金、補助及び交付金	△3,839	
								23 投資及び出資金	△2,000	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

								24積立金	511	◎資金融資事業の減 ○中小企業振興資金貸付事業の減 中小企業振興資金利子補給金 小規模小口資金保証料補給金 新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給金 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金積立金 ○盛岡広域起業ファンド出資事業の減 起業ファンド出資金	△2,008 △8 220 △52 △687 511 △2,000 △2,000	
3企業誘致推進費	878	△133	745				△133	8旅費	△100	◎企業誘致推進事業の減 ○企業誘致推進事業の減 普通旅費 食糧費 通信運搬費	△133 △133 △100 △30 △3	
								10需用費	△30			
								11役務費	△3			
4観光費	28,327	△1,585	26,742				110	△1,695	1報酬	△380	◎観光推進事業の減 ○観光振興対策事業の減 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 謝礼 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 広告料 使用料及び賃借料 矢巾町地域情報発信ステーション備品	△902 △902 △380 △243 △33 △20 △7 △147 △44 △16 △12
								3職員手当等	△243			
								7報償費	△33			
								8旅費	△27			
								10需用費	△134			
								11役務費	△633			
								12委託料	△27			
								13使用料及び賃借料	△16	◎観光資源管理運営事業の減 ○観光資源開発事業の減 矢巾町冬イベント運営支援業務委託	△683 △107 △27	
								14工事請負費	△30	工事請負費	△30	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									17 備品購入費 △12 18 負担金、補助及び交付金 △50 観光資源開発事業費補助金 △50 ○ひまわりパーク維持管理事業の減 △576 消耗品費 △59 光熱水費 △75 広告料 △4 手数料 △438	
5 自然公園施設費	7,963	△659	7,304	△23			△636	10 需用費 △74 11 役務費 △188 12 委託料 △254 14 工事請負費 △50 21 補償、補填及び賠償金 △93 ◎自然公園管理運営事業の減 △659 ○自然公園維持管理事業の減 △431 光熱水費 26 修繕料 △100 手数料 △60 自然公園施設等管理業務委託料 △154 工事請負費 △50 国有林伐採補償費 △93 ○野外活動施設維持管理事業の減 △228 手数料 △128 矢巾町営キャンプ場指定管理料 △100		
6 物産費	2,961	△1,569	1,392				△1,569	8 旅費 △455 10 需用費 △323 11 役務費 △641 13 使用料及び賃借料 △50 ◎特産品事業の減 △1,569 ○特産品普及・開発事業の減 △1,569 普通旅費 △223 特別旅費 △232 消耗品費 △323 広告料 △330 手数料 △311 使用料及び賃借料 △50		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

								18 負担金、補助 及び交付金	△100	特産品開発補助金	△100
計	158,120	△10,684	147,436	△23		△467	△10,194				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務 費	27,992	△3,069	24,923				△3,069	2 給 料	△1,620	◎土木総務事業の減 ○一般職員給与費の減 ○土木総務事業の減 会計年度任用職員給料 会計年度任用職員手当等 普通旅費 消耗品費 準中型運転免許取得支援業務 委託料 フォークリフト運転技能講習 修了証取得支援業務委託料 研修受講等負担金	△3,069 △72 △2,997 △1,500 △891 △150 △90 △179 △34 △153
								3 職員手当等	△843		
								8 旅 費	△150		
								10 需 用 費	△90		
								12 委 託 料	△213		
								18 負担金、補助 及び交付金	△153		
計	27,992	△3,069	24,923				△3,069				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁 総務費	54,927	△32	54,895			△24	△8	10 需 用 費	△320	◎道路橋梁総務事業の減 ○道路橋梁総務事業の増 消耗品費 道路台帳整備業務委託料 ○矢幅駅自転車駐車場管理事業 の減 修繕料 駐輪場管理業務委託料	△32 281 △100 381 △313 △220 △93
								12 委 託 料	288		
2 道路維持 費	500,411	18,884	519,295	△21,267	△14,400		54,551	7 報 償 費	△141	◎道路維持事業の減 ○道路維持管理事業の増 謝礼	△16,483 1,517 △40
								11 役 務 費	△1,052		

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								12委託料	33,919	報奨金 手数料	△101 △1,000
								14工事請負費	△14,324	道路維持管理業務委託料 工事請負費	△1,500 3,676
								18負担金、補助 及び交付金	482	維持管理負担金 ○交通安全施設整備事業の減 工事請負費	482 △18,000 △18,000
										◎除雪事業の増 ○除雪事業の増 小型除雪機損害保険料 除雪業務委託料 除雪管理システム導入及び運 用保守業務委託料	35,367 35,367 △52 42,753 △7,334
3道路新設 改良費	370,566	△6,000	364,566	△5,387	△21,200		20,587	12委託料	△6,000	◎道路新設改良事業の減 ○防災安全対策事業の減 測量調査設計業務委託料	△6,000 △6,000 △6,000
4橋梁維持 費	83,858	△10,000	73,858		△2,700		△7,300	12委託料	△10,000	◎橋梁維持補修事業の減 ○橋梁維持補修事業の減 測量調査設計業務委託料	△10,000 △10,000 △10,000
計	1,009,762	2,852	1,012,614	△26,654	△38,300		△24 67,830				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1河川総務 費	18,501	△1,759	16,742	345			△2,104	7報 償 費	△129	◎河川管理事業の減 ○河川管理事業の減	△1,759 △1,759
								10需 用 費	△220	報奨金 消耗品費	△129 △220
								12委 託 料	△1,410	河川雑物除去業務委託料	△1,410

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

計	18,501	△1,759	16,742	345			△2,104			
---	--------	--------	--------	-----	--	--	--------	--	--	--

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画 総務費	259,286	△19,384	239,902	△3,625	△5,800	183	△10,142	1 報 酬	△147	◎都市計画総務事業の減	△8,923
								2 給 料	△150	○一般職員給与費の減	△150
								8 旅 費	△193	○都市計画総務事業の減	△8,773
								10 需 用 費	△3,915	都市計画審議会委員報酬	△147
								11 役 務 費	△70	普通旅費	△193
								12 委 託 料	△8,188	印刷製本費	△409
								14 工 事 請 負 費	△6,669	通信運搬費	△1
								17 備 品 購 入 費	△52	土地利用計画図等作成業務委託料	△616
2 土地区画 整理費	104,765	△1	104,764				△1	11 役 務 費	△1	立地適正化計画策定業務委託料	△7,220
										測量調査設計業務委託料	△187
										◎施設管理運営事業の減	△10,461
										○矢幅駅東西自由通路等維持管理事業の減	△2,205
										光熱水費	△1,977
										通信運搬費	△11
										清掃業務委託料	△165
										備品購入費	△52
		○矢巾町駐車場維持管理事業の減	△269								
		工事請負費	△269								
		○矢巾町活動交流センター維持管理事業の減	△7,987								
		光熱水費	△1,529								
		通信運搬費	△58								
		工事請負費	△6,400								
				◎土地区画整理事業の減	△1						
				○土地区画整理総務事業の減	△1						
				自動車損害保険料	△1						

8 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
4下水道費	157,649	345	157,994				345	18負担金、補助及び交付金	345	◎公共下水道運営事業の増 ○下水道事業会計繰出事業の増 下水道事業会計負担金	345 345 345
5公園費	32,785	△1,140	31,645				△1,140	8旅 費 10需 用 費 12委 託 料 14工 事 請 負 費 15原 材 料 費 18負担金、補助及び交付金	△17 △514 △547 △45 △15 △2	◎都市公園事業の減 ○都市公園総務事業の減 普通旅費 樹木管理業務委託料 害虫駆除業務委託料 公園遊具保守点検業務委託料 補修材料費 諸会議負担金 ○都市公園維持補修事業の減 修繕料 工事請負費	△1,140 △581 △17 △477 △11 △59 △15 △2 △559 △514 △45
計	554,493	△20,180	534,313	△3,625	△5,800	183	△10,938				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	37,699	△4,237	33,462			△3,817	△420	2給 料	△420	◎住宅管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△4,237 △420
								7報 償 費	△440	○住宅管理事業の減 報償費	△3,817 △440
								8旅 費	△65	普通旅費 特別旅費	△49 △16
								11役 務 費	△2,680	手数料 施設管理業務委託料	△2,680 △303
								12委 託 料	△594	町営住宅石綿含有調査業務委託料	△291
								18負担金、補助及び交付金	△38	住宅管理者講習負担金 公営住宅管理研修会負担金	△8 △30

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

2住宅改修費	41,423	△3,327	38,096	△11,476		1,374	6,775	12委託料	△659	◎町営住宅改修事業の減	△603
								18負担金、補助及び交付金	△2,668	○町営住宅改修事業の減 設計監理業務委託料	△603 △603
										◎民間住宅改修事業の減	△2,724
										○民間住宅耐震化等促進事業の減	△1,874
										木造住宅耐震診断業務委託料	△56
										木造住宅耐震改修工事助成事業補助金	△1,000
										ブロック塀撤去支援事業補助金	△818
										○民間住宅等省エネ改修推進事業の減	△850
										住宅・建築物省エネ改修推進事業補助金	△850
計	79,122	△7,564	71,558	△11,476		△2,443	6,355				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1常備消防費	284,282	3,741	288,023				3,741	18負担金、補助及び交付金	3,741	◎常備消防事業の増	3,741
										○常備消防事業の増	3,741
										広域消防本部運営費負担金	△538
										矢巾分署維持管理運営費負担金	6,421
										消防施設整備負担金	△1,511
										広域消防本部事務局負担金	△631
2非常備消防費	64,768	△2,614	62,154			76	△2,690	1報酬	△1,000	◎非常備消防事業の減	△2,614
										○一般職員給与費の減	△716
								2給料	△700	○非常備消防事業の減	△1,000
										消防団員年額報酬	△1,000
										○消防演習事業の減	△898
										表彰費	△549
										7報償費	△549
										消耗品費	△49

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								10 需用費	△310	食糧費 手数料 使用料及び賃借料	△261
								11 役務費	△16		△16
								13 使用料及び賃借料	△23		△23
3 消防施設費	23,747	292	24,039				292	18 負担金、補助及び交付金	292	◎消防施設整備事業の増 ○消防施設維持事業の増 県防災航空隊市町村負担金	292 292 292
5 災害対策費	34,898	△1,613	33,285	△426	△200	△92	△895	8 旅 費	△196	◎災害対策事業の減 ○災害対策事業の減	△1,613 △1,613
								10 需用費	△788	普通旅費	△95
								11 役務費	△179	特別旅費	△101
								18 負担金、補助及び交付金	△450	消耗品費 食糧費 全国町村会災害対策費用保険料 県防災士養成講座受講負担金	△457 △331 △179 △450
計	409,268	△194	409,074	△426	△200	△16	448				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	1,655	△18	1,637				△18	1 報 酬	24	◎教育委員会運営事業の減 ○教育委員会運営事業の減	△18 △18
								8 旅 費	△42	教育委員報酬 費用弁償	24 △42

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	76,499	△898	75,601				△898	2 給料	△100	◎教育委員会事務局運営事業の減 ○教育長給与費の減 ○一般職員給与費の減 ○教育委員会事務局運営事業の増 会計年度任用職員手当等 普通旅費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び賃借料 町派遣指導主事負担金	△898
								3 職員手当等	△1,192		△1,283
								4 共済費	△500		△529
								8 旅費	△113		914
								10 需用費	△168		20
								11 役務費	60		△113
								13 使用料及び賃借料	△185		△168
								18 負担金、補助及び交付金	1,300		60
3 教育振興費	114,847	△2,177	112,670			2,481	△4,658	1 報酬	△450	◎教育振興総務事業の増 ○教育振興総務事業の増 学校運営協議会委員報酬 会計年度任用職員給料 会計年度任用職員手当等 表彰費 燃料費 使用料及び賃借料 児童生徒遠距離通学費補助金 児童生徒各種大会参加費補助金 奨学金基金積立金 教育施設整備基金積立金	949
								2 給料	△3,183		949
								3 職員手当等	△50		△150
								7 報償費	△150		△3,183
								8 旅費	△326		△50
								10 需用費	△790		△150
								12 委託料	△1,500		210
								13 使用料及び賃借料	△589		△589
								18 負担金、補助及び交付金	△1,400		△200
									◎教育研究所運営事業の減 ○教育研究所運営事業の減 会計年度任用職員報酬 費用弁償 特別旅費	△1,446	
										△1,413	
										△300	
										△64	
										△49	

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

										○小学校安全管理事業の減 謝礼	△200 △200
										◎小学校保健衛生事業の減 ○小学校保健衛生事業の減 消耗品費 児童各種検査業務委託料 教職員各種検査業務委託料	△814 △814 50 △308 △556
2教育振興 費	106,144	△11,565	94,579	398		2,424	△14,387	10需用費	△349	◎小学校教育振興事業の減 ○小学校教育振興事業の減 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 筆耕料	△11,315 △11,315 △131 32 8 2
								11役務費	10	学校ネットワーク機器等保守 業務委託料	△683
								12委託料	△683	使用料及び賃借料	△5,746
								13使用料及び 賃借料	△5,746	業務委託料	△683
								17備品購入費	△597	使用料及び賃借料 大型提示装置備品購入費 準要保護就学援助費	△5,746 △597 △4,000
								19扶助費	△4,200	特別支援教育就学奨励費	△200
										◎小学校学校公開事業の減 ○小学校学校公開事業の減 印刷製本費	△250 △250 △250
計	273,269	△14,168	259,101	62	△500	2,534	△16,264				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理 費	75,465	△500	74,965	△530	△400	388	42	2給料	△130	◎中学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減 ○中学校維持管理事業の増 普通旅費 消耗品費 燃料費 食糧費	△96 △124 260 △4 10 1,000 △2
								3職員手当等	6		
								8旅費	△4		
								10需用費	977		

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								11 役 務 費	△409	光熱水費 △130
								12 委 託 料	△654	修繕料 50
								13 使用料及び 賃 借 料	△4	通信運搬費 △119
								15 原 材 料 費	△50	手数料 △290
								17 備品購入費	△232	産業廃棄物処分業務委託料 △28
										プール循環ろ過装置保守点検 業務委託料 △2
										ボイラー及び空調設備等点検 業務委託料 2
										屋内運動場床ウレタン塗装業 務委託料 11
										遊具及び体育器具保守点検業 務委託料 △184
										使用料及び賃借料 △4
										補修材料費 △50
										○中学校整備事業の減 △232
										管理備品購入費 △232
										◎中学校保健衛生事業の減 △404
										○中学校保健衛生事業の減 △404
										消耗品費 49
										生徒各種検査業務委託料 △274
										教職員各種検査業務委託料 △179
2 教育振興 費	59,509	△6,254	53,255	254		45	△6,553	1 報 酬	△2,500	◎中学校教育振興事業の減 △2,693
								7 報 償 費	△230	○中学校教育振興事業の減 △2,693
								8 旅 費	△340	消耗品費 200
								10 需 用 費	△263	印刷製本費 4
								11 役 務 費	△132	通信運搬費 △15
										手数料 △93
										学校ネットワーク機器等保守 業務委託料 △255
										使用料及び賃借料 △2,334

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

								12 委託料	△255	特別支援教育就学奨励費	△200
								13 使用料及び賃借料	△2,334	◎中学校学校公開事業の減	△491
										○中学校学校公開事業の減	△491
										食糧費	△8
								19 扶助費	△200	印刷製本費	△459
										通信運搬費	△24
										◎部活指導員配置事業の減	△3,070
										○部活指導員配置事業の減	△3,070
										会計年度任用職員報酬	△2,500
										謝礼	△230
										費用弁償	△340
計	134,974	△6,754	128,220	△276	△400	433	△6,511				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	87,960	△733	87,227			169	△902	2 給料	△100	◎社会教育振興事業の減	△846
								3 職員手当等	16	○一般職員給与費の増	158
								7 報償費	△619	○社会教育振興総務事業の減	△823
								8 旅費	△12	会計年度任用職員手当等	△242
								10 需用費	△158	謝礼	△515
								11 役務費	△50	費用弁償	13
								18 負担金、補助及び交付金	20	印刷製本費	△29
										通信運搬費	△50
								24 積立金	170	○二十歳の集い開催事業の減	△129
										印刷製本費	△129
										○放課後子ども教室事業の減	△52
										謝礼	△52
										◎芸術文化振興事業の増	113
										○芸術文化振興事業の増	113
										謝礼	△52
										特別旅費	△25
										芸術文化協会補助金	△500
										文化活動補助金	520

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
									芸術文化振興基金積立金	170	
2 公民館費	57,536	△2,626	54,910			20	△2,646	2 給 料	△60	◎矢巾町公民館事業の減	△2,626
								3 職員手当等	70	○一般職員給与費の増	10
								7 報 償 費	△130	○矢巾町公民館維持管理事業の増	544
								10 需 用 費	680	消耗品費	△120
								11 役 務 費	△60	燃料費	780
								12 委 託 料	△2,972	光熱水費	120
								13 使用料及び賃借料	△140	建築設備及び防火設備定期報告業務委託料	△222
								14 工事請負費	△14	工事請負費	△14
3 文化会館費	71,470	1,216	72,686				1,216	12 委 託 料	1,317	◎田園ホール管理事業の減	△101
								14 工事請負費	△101	○田園ホール管理事業の減 工事請負費	△101 △101
4 文化財保護費	3,676	△99	3,577				△99	1 報 酬	△7	◎文化財保護事業の減	△95
								4 共 済 費	△2	○文化財保護事業の減 文化財保護審議会委員報酬	△95 △7
								12 委 託 料	△90	会計年度任用職員社会保険料等	△2
									稲荷街道管理業務委託料	△86	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

										◎伝法寺館跡保存事業の減	△4	
										○伝法寺館跡管理事業の減	△4	
										館山公園管理業務委託料	△4	
5史跡公園 建設費	11,633	△596	11,037	108			△704	7報償費	△140	◎徳丹城跡整備事業の減	△596	
								8旅費	△120	○史跡公園総務事業の減	△515	
								10需用費	△41	謝礼	△140	
								11役務費	△78	普通旅費	△116	
								12委託料	△217	特別旅費	△4	
										食糧費	△41	
										徳丹城イベント保険料	△60	
										徳丹城イベント音響業務委託料	△154	
										○史跡公園管理事業の減	△81	
										自動車損害保険料	△18	
										史跡公園管理業務委託料	△44	
										川村運河管理業務委託料	△19	
6歴史民俗 資料館費	6,937	△93	6,844				△7	△86	1報酬	△7	◎歴史民俗資料館事業の減	△93
									8旅費	△113	○歴史民俗資料館管理事業の増	27
									10需用費	27	光熱水費	27
										○歴史民俗資料館運営事業の減	△120	
										歴史民俗資料館運営審議会委員報酬	△7	
										普通旅費	△113	
7矢巾町史 編さん費	3,207	△130	3,077				△362	232	11役務費	△130	◎矢巾町史編さん事業の減	△130
											○矢巾町史編さん事業の減	△130
											通信運搬費	△130
計	242,419	△3,061	239,358	108			△180	△2,989				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1保健体育 総務費	11,788	△741	11,047	△148		△373	△220	7報償費	△67	◎体育総務事業の減	△589
								8旅費	△67	○体育総務事業の減 費用弁償	△589 △67
								10需用費	△85	広告料	△33
								11役務費	△113	部活動地域移行活動保険料	△80
								13使用料及び 賃借料	△127	使用料及び賃借料	△127
								18負担金、補助 及び交付金	△282	ロードレース大会運営補助金	△282
2体育施設 費	43,793	677	44,470			△30	707	10需用費	453	◎体育施設運営事業の増	677
								12委託料	513	○総合体育館及び屋外運動場運 営事業の増	1,206
								14工事請負費	△95	光熱水費	453
								15原材料費	△172	総合体育館及び屋外運動場指 定管理料	753
								17備品購入費	△22	○総合グラウンド運営事業の減 グラウンド管理業務委託料	△474 △240
3学校給食 費	293,133	△2,102	291,031				4,700	2給料	△150	◎共同調理場管理運営事業の減	△2,102
								3職員手当等	197	○一般職員給与費の増 ○共同調理場維持管理事業の減	47 △2,360

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

								10 需用費	50	厨房機器保守点検業務委託料	△140
								11 役務費	25	空調設備機器保守点検業務委託料	△220
								12 委託料	△650	工事請負費	△2,000
								14 工事請負費	△2,000	○共同調理場運営事業の増	461
								17 備品購入費	426	光熱水費	300
										通信運搬費	25
										学校給食調理等業務委託料	△290
										調理場備品購入費	426
										○学校給食食器更新事業の減	△250
										消耗品費	△250
計	348,714	△2,166	346,548	△148		△7,205	5,187				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
都市公園等清掃業務委託	3,756			令和7年度から 令和8年度まで	3,756				3,756
広宮沢公園等グラウンド春季整備工 事	3,190			令和7年度から 令和8年度まで	3,190				3,190

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	5,960,802	5,754,176	696,500	717,720	5,732,956
(1) 総務	180,555	138,847	200,000	26,722	312,125
(2) 民生	69,064	57,570	6,400	5,213	58,757
(3) 衛生	241,530	213,673	0	27,895	185,778
(4) 農林水産	101,800	145,839	110,300	5,558	250,581
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,803,770	3,714,850	270,200	458,369	3,526,681
(7) 公営住宅	54,799	67,273	18,100	3,381	81,992
(8) 消防	16,228	64,862	42,200	5,462	101,600
(9) 教育	1,493,056	1,351,262	49,300	185,120	1,215,442
2 災害復旧債	73,900	41,179	0	8,728	32,451
3 減税補てん債	11,044	5,263	0	3,743	1,520
4 臨時財政対策債	4,420,439	4,034,823	0	411,873	3,622,950
5 減収補てん債	6,913	5,926	0	987	4,939
合 計	10,473,098	9,841,367	696,500	1,143,051	9,394,816

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費								共 済 費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率：月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	2		16,428	5,511 (3.50)			198	33		22,170	2,227	24,397	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)						70,847	13,945	84,792	
	その他の 特別職	774	37,457	6,780	1,467 (3.50)			93	85		45,882	1,300	47,182	退職手当負担金 1,153
	計	794	90,509	23,208	24,773 (3.50)			291	118		138,899	17,472	156,371	退職手当負担金 3,782
補正前	長 等	2		16,428	5,511 (3.50)			198	33		22,170	2,227	24,397	退職手当負担金 2,629
	議 員	18	53,052		17,795 (3.50)						70,847	13,945	84,792	
	その他の 特別職	774	40,132	6,780	2,250 (3.50)			93	85		49,340	1,800	51,140	退職手当負担金 1,153
	計	794	93,184	23,208	25,556 (3.50)			291	118		142,357	17,972	160,329	退職手当負担金 3,782
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)			0	0		0	0	0	退職手当負担金 0
	議 員	0	0		0 (0.00)						0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 2,675	0	△ 783 (0.00)			0	0		△ 3,458	△ 500	△ 3,958	退職手当負担金 0
	計	0	△ 2,675	0	△ 783 (0.00)			0	0		△ 3,458	△ 500	△ 3,958	退職手当負担金 0

2 一般職
(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	177 【0】	(187,530)	639,565 (37,111)	395,994 (79,044)	1,035,559 (303,685)	198,937 (49,868)	1,234,496 (353,553)	退職手当負担金 109,163 児童手当 11,500
補正前	177 【0】	(209,656)	653,625 (44,777)	401,097 (91,074)	1,054,722 (345,507)	200,287 (48,346)	1,255,009 (393,853)	退職手当負担金 99,663 児童手当 12,000
比較	0 【0】	(△22,126)	△14,060 (△7,666)	△5,103 (△12,030)	△19,163 (△41,822)	△1,350 (1,522)	△20,513 (△40,300)	退職手当負担金 9,500 児童手当 △500

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当	在宅勤務等手当
	職員手当の内訳														
補正後	13,648	11,243	16,190	141,065	111,657	11,788	8,976	536	675	78,368	290	0	895	648	15
補正前	13,908	12,322	16,839	141,471	115,027	11,748	9,180	608	925	77,221	290	0	895	648	15
比較	△260	△1,079	△649	△406	△3,370	40	△204	△72	△250	1,147	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△ 14,060	給与改正に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 14,060	退職及び育児休業に係る減	
職員手当	△ 5,103	制度改正による増減分			
		その他の増減分	△ 5,103	退職及び育児休業に係る減	

令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,599 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,731,916 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		432,535	32,131	464,666
	1 国民健康保険税	432,535	32,131	464,666
3 国庫支出金		1	95	96
	1 国庫補助金	1	95	96
5 財産収入		2	749	751
	1 財産運用収入	2	749	751
6 繰入金		206,092	△17,916	188,176
	1 一般会計繰入金	173,826	△17,916	155,910
8 諸収入		2,067	5,540	7,607
	1 延滞金、加算金及び過料	1,600	△288	1,312
	2 雑入	467	5,828	6,295
補正されなかった款項にかかる金額		2,070,620		2,070,620
歳入合計		2,711,317	20,599	2,731,916

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		30,784	△2,885	27,899
	1 総務管理費	16,663	△1,265	15,398
	2 徴税費	13,849	△1,620	12,229
2 保険給付費		2,014,223	150	2,014,373
	5 葬祭諸費	1,350	150	1,500
3 国民健康保険事業費納付金		585,194	0	585,194
	1 医療給付費分	403,482	0	403,482
4 保健事業費		47,830	△1,650	46,180
	1 保健事業費	47,830	△1,650	46,180
5 基金積立金		19,758	23,642	43,400
	1 基金積立金	19,758	23,642	43,400
7 諸支出金		12,527	1,342	13,869
	1 償還金及び還付加算金	8,471	1,342	9,813
補正されなかった款項にかかる金額		1,001		1,001
歳出合計		2,711,317	20,599	2,731,916

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	432,535	32,131	464,666
2 使用料及び手数料	140		140
3 国庫支出金	1	95	96
4 県支出金	2,046,073		2,046,073
5 財産収入	2	749	751
6 繰入金	206,092	△17,916	188,176
7 繰越金	24,407		24,407
8 諸収入	2,067	5,540	7,607
歳入合計	2,711,317	20,599	2,731,916

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	30,784	△2,885	27,899	96		△645	△2,336
2 保険給付費	2,014,223	150	2,014,373				150
3 国民健康保険事業費納付金	585,194		585,194	△1		△11,584	11,585
4 保健事業費	47,830	△1,650	46,180			141	△1,791
5 基金積立金	19,758	23,642	43,400			749	22,893
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	12,527	1,342	13,869				1,342
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,711,317	20,599	2,731,916	95		△11,339	31,843

歳

入

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	432,535	32,131	464,666	1 医療給付費分現年課税分	19,773	医療給付費分現年課税分の増 19,773
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	6,838	後期高齢者支援金分現年課税分の増 6,838
				3 介護納付金分現年課税分	2,691	介護納付金分現年課税分の増 2,691
				4 医療給付費分滞納繰越分	2,164	医療給付費分滞納繰越分の増 2,164
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	580	後期高齢者支援金分滞納繰越分の増 580
				6 介護納付金分滞納繰越分	85	介護納付金分滞納繰越分の増 85
計	432,535	32,131	464,666			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時特例補助金	1	△1	0	1 災害臨時特例補助金	△1	災害等臨時特例補助金の減 △1
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	96	96	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	96	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 96
計	1	95	96			

1 国民健康保険税

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	2	749	751	1 基金利子	749	財政調整基金利子の増 749
計	2	749	751			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	173,826	△17,916	155,910	1 保険基盤安定繰入金	△3,817	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）の減 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の増	△4,492 675
				2 未就学児均等割保険税繰入金	△88	未就学児均等割保険税繰入金の減	△88
				3 事務費等繰入金	△390	事務費等繰入金の減	△390
				5 財政安定化支援事業繰入金	△13,562	財政安定化支援事業繰入金の減	△13,562
				6 産前産後保険税繰入金	△59	産前産後保険税繰入金の減	△59
計	173,826	△17,916	155,910				

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	1,600	△288	1,312	1 一般被保険者延滞金	△288	一般被保険者保険税延滞金の減	△288
計	1,600	△288	1,312				

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	1	148	149	1 一般被保険者第三者納付金	148	一般被保険者第三者納付金の増	148
----------------	---	-----	-----	----------------	-----	----------------	-----

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

2 一般被保険者返納金	2	89	91	1 一般被保険者返納金	89	一般被保険者返納金の増 一般被保険者返納金（滞納繰越分）の増	83 6
3 雑入	464	5,591	6,055	1 雑入	5,591	市町村医師養成事業助成金の減 国保診療報酬等返納金 国保診療報酬等返納金（滞納繰越分） 国保高額療養費返還金	△114 5,684 10 11
計	467	5,828	6,295				

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	10,586	△1,151	9,435	96		△1,151	△96	12委託料	△1,151	◎一般管理事業の減 ○一般管理事業の減 資格確認書等封入等業務委託料 △1,151
2国民健康保険団体連合会負担金	6,077	△114	5,963			△114		18負担金、補助及び交付金	△114	◎国民健康保険団体連合会負担金の減 ○国民健康保険団体連合会負担金の減 国保連合会市町村医師養成事業負担金 △114
計	16,663	△1,265	15,398	96		△1,265	△96			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

1賦課徴収費	13,849	△1,620	12,229			620	△2,240	10需用費	△694	◎国民健康保険税賦課事業の減 ○国民健康保険税賦課事業の減 印刷製本費 通信運搬費 納税通知書封入等業務委託料 △557 △557 △444 △63 △50
								11役務費	△263	
								12委託料	△50	
								13使用料及び賃借料	△613	◎国民健康保険税徴収事業の減 ○国民健康保険税徴収事業の減 印刷製本費 通信運搬費 手数料 使用料及び賃借料 △1,063 △1,063 △250 △100 △100 △613
計	13,849	△1,620	12,229			620	△2,240			

1 総務費

(款) 2 保険給付費

(項) 5 葬祭諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 葬祭費	1,350	150	1,500				150	18 負担金、補助及び交付金	150	◎葬祭費給付事業の増 ○葬祭費給付事業の増 葬祭費支給費	150 150 150
計	1,350	150	1,500				150				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	403,482	0	403,482	△1		△11,584	11,585			財源更正	
計	403,482	0	403,482	△1		△11,584	11,585				

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2 疾病予防費	46,708	△1,650	45,058			141	△1,791	12 委託料	△1,650	◎特定健康診査特定保健指導事業の減 ○特定健康診査特定保健指導事業の減 保健事業支援業務委託料	△1,650 △1,650 △1,650
計	47,830	△1,650	46,180			141	△1,791				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整基金積立金	19,758	23,642	43,400			749	22,893	24 積立金	23,642	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	23,642 23,642 23,642
計	19,758	23,642	43,400			749	22,893				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1一般被保険者保険税還付金	4,200	△650	3,550				△650	22 償還金、利子及び割引料	△650	◎一般被保険者保険税還付金の減 ○一般被保険者保険税還付金の減 一般被保険者保険税還付金 一般被保険者保険税還付加算金	△650 △650 △500 △150
2償還金	4,271	1,992	6,263				1,992	22 償還金、利子及び割引料	1,992	◎償還金の増 ○償還金の増 県支出金過年度分返還金 保険税返還金	1,992 1,992 2,142 △150
計	8,471	1,342	9,813				1,342				

令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,808,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表
歳入

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		632,697	4,683	637,380
	1 介 護 保 険 料	632,697	4,683	637,380
3 使 用 料 及 び 手 数 料		48	△20	28
	1 手 数 料	48	△20	28
4 国 庫 支 出 金		518,103	5,824	523,927
	2 国 庫 補 助 金	79,164	5,824	84,988
7 財 産 収 入		10	800	810
	1 財 産 運 用 収 入	10	800	810
8 繰 入 金		387,094	△6,433	380,661
	1 一 般 会 計 繰 入 金	387,094	△6,433	380,661
補正されなかった款項にかかる金額		1,265,913		1,265,913
歳 入 合 計		2,803,865	4,854	2,808,719

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,101	△6,353	42,748
	1 総務管理費	25,151	△4,995	20,156
	2 徴収費	6,772	△1,494	5,278
	3 介護認定審査会費	16,832	136	16,968
2 保険給付費		2,590,884	4,682	2,595,566
	2 介護予防サービス等諸費	48,855	716	49,571
	4 高額介護サービス等費	63,355	3,236	66,591
	5 高額医療合算介護サービス等費	6,320	730	7,050
3 地域支援事業費		75,423	0	75,423
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	45,497	0	45,497
	3 包括的支援事業・任意事業費	25,766	0	25,766
4 基金積立金		32,626	6,625	39,251
	1 基金積立金	32,626	6,625	39,251
6 諸支出金		45,830	△100	45,730
	1 償還金及び還付加算金	17,097	△100	16,997
補正されなかった款項にかかる金額		10,001		10,001
歳出合計		2,803,865	4,854	2,808,719

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	632,697	4,683	637,380
2 分 担 金 及 び 負 担 金	5,414		5,414
3 使 用 料 及 び 手 数 料	48	△20	28
4 国 庫 支 出 金	518,103	5,824	523,927
5 支 払 基 金 交 付 金	676,741		676,741
6 県 支 出 金	367,838		367,838
7 財 産 収 入	10	800	810
8 繰 入 金	387,094	△6,433	380,661
9 繰 越 金	215,898		215,898
10 諸 収 入	22		22
歳 入 合 計	2,803,865	4,854	2,808,719

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	49,101	△6,353	42,748			△6,353	
2 保険給付費	2,590,884	4,682	2,595,566				4,682
3 地域支援事業費	75,423		75,423	5,824			△5,824
4 基金積立金	32,626	6,625	39,251			800	5,825
5 公債費	1		1				
6 諸支出金	45,830	△100	45,730			△100	
7 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,803,865	4,854	2,808,719	5,824		△5,653	4,683

歳

入

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	632,697	4,683	637,380	1 現年賦課分	4,683	現年賦課分の増 4,683
計	632,697	4,683	637,380			

(款) 3 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 督促手数料	48	△20	28	1 督促手数料	△20	督促手数料の減 △20
計	48	△20	28			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

5 保険者機能強化推進交付金	1	1,755	1,756	1 保険者機能強化推進交付金	1,755	保険者機能強化推進交付金の増 1,755
6 介護保険保険者努力支援交付金	1	4,069	4,070	1 介護保険保険者努力支援交付金	4,069	介護保険保険者努力支援交付金の増 4,069
計	79,164	5,824	84,988			

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	10	800	810	1 利子及び配当金	800	介護給付費準備基金利子の増 800
計	10	800	810			

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

5 事務費等繰入金	48,036	△6,433	41,603	1 事務費等繰入金	△6,433	事務費等繰入金の減 △6,433
計	387,094	△6,433	380,661			

1 保険料

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	25,151	△4,995	20,156			△4,995		12委託料	△1,760	◎介護保険一般管理事業の減	△4,995
								13使用料及び賃借料	△3,235	○介護保険一般管理事業の減 介護保険事業計画等策定業務委託料 使用料及び賃借料	△4,995 △1,760 △3,235
計	25,151	△4,995	20,156			△4,995					

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1賦課徴収費	6,772	△1,494	5,278			△1,494		10需用費	△979	◎介護保険料賦課事業の減	△1,394
								11役務費	△85	○介護保険料賦課事業の減 消耗品費 印刷製本費	△1,394 △28 △901
								12委託料	△430	通信運搬費 保険料通知書封入等業務委託料 保険料賦課システム改修業務委託料	△35 △210 △220
計	6,772	△1,494	5,278			△1,494			◎介護保険料徴収事業の減 ○介護保険料徴収事業の減 印刷製本費 手数料	△100 △100 △50 △50	

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 認定調査等費	14,832	136	14,968			136	11 役務費	136	◎認定調査事業の増 ○認定調査事業の増 手数料	136 136 136
計	16,832	136	16,968			136				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

4 介護予防住宅改修費	1,919	716	2,635				716	18 負担金、補助及び交付金	716	◎介護予防住宅改修費給付事業の増 ○介護予防住宅改修費給付事業の増 介護予防住宅改修費	716 716 716
計	48,855	716	49,571				716				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	63,255	3,236	66,491				3,236	18 負担金、補助及び交付金	3,236	◎高額介護サービス費給付事業の増 ○高額介護サービス費給付事業の増 高額介護サービス給付費	3,236 3,236 3,236
計	63,355	3,236	66,591				3,236				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	6,220	730	6,950				730	18 負担金、補助及び交付金	730	◎高額医療合算介護サービス費事業の増 ○高額医療合算介護サービス費事業の増	730 730
-----------------	-------	-----	-------	--	--	--	-----	----------------	-----	--	------------

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

										高額医療合算介護サービス給 付費	730
計	6,320	730	7,050				730				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防 ・生活支 援サービ ス事業費	40,375	0	40,375	4,069			△4,069			財源更正	
計	45,497	0	45,497	4,069			△4,069				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

1 認知症総 合支援事 業費	12,230	0	12,230	1,755			△1,755			財源更正	
計	25,766	0	25,766	1,755			△1,755				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付 費準備基 金積立金	32,626	6,625	39,251			800	5,825	24 積立金	6,625	◎介護給付費準備基金積立事業の 増 ○介護給付費準備基金積立事業 の増 介護給付費準備基金積立金	6,625 6,625 6,625
計	32,626	6,625	39,251			800	5,825				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1第1号被 保険者保 険料還付 金	1,040	△100	940			△100		22償還金、利子 及び割引料	△100	◎第1号被保険者保険料還付金の 減 ○第1号被保険者保険料還付金 の減 還付金	△100 △100 △100
計	17,097	△100	16,997			△100					

令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度矢巾町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		264,229	16,087	280,316
	1 後期高齢者医療保険料	264,229	16,087	280,316
3 繰入金		76,089	△5,657	70,432
	1 一般会計繰入金	76,089	△5,657	70,432
補正されなかった款項にかかる金額		6,135		6,135
歳入合計		346,453	10,430	356,883

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,737	△1,454	4,283
	2 徴収費	5,146	△1,454	3,692
2 広域連合納付金		337,420	11,884	349,304
	1 広域連合納付金	337,420	11,884	349,304
補正されなかった款項にかかる金額		3,296		3,296
歳出合計		346,453	10,430	356,883

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	264,229	16,087	280,316
2 使用料及び手数料	36		36
3 繰入金	76,089	△5,657	70,432
4 繰越金	5,539		5,539
5 諸収入	560		560
歳入合計	346,453	10,430	356,883

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	5,737	△1,454	4,283			△1,454	
2 広域連合納付金	337,420	11,884	349,304			△4,203	16,087
3 諸支出金	2,296		2,296				
4 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	346,453	10,430	356,883			△5,657	16,087

歳

入

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	264,229	16,087	280,316	1 現年賦課分	16,003	現年賦課分の増 16,003
				2 滞納繰越分	84	滞納繰越分の増 84
計	264,229	16,087	280,316			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	76,089	△5,657	70,432	1 一般会計繰入金	△5,657	事務費等繰入金の減 △1,454 保険基盤安定負担金繰入金の減 △4,203
計	76,089	△5,657	70,432			

1 後期高齢者医療保険料

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 賦課徴収費	5,146	△1,454	3,692			△1,454		10 需用費 11 役務費 12 委託料	△1,288 △114 △52	◎後期高齢者医療保険料賦課事業の減 △1,334 ○後期高齢者医療保険料賦課事業の減 △1,334 消耗品費 △28 印刷製本費 △1,210 通信運搬費 △44 保険料通知書封入等業務委託料 △52 ◎後期高齢者医療保険料徴収事業の減 △120 ○後期高齢者医療保険料徴収事業の減 △120 印刷製本費 △50 手数料 △70
計	5,146	△1,454	3,692			△1,454				

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

1 広域連合納付金	337,420	11,884	349,304			△4,203	16,087	18 負担金、補助及び交付金	11,884	◎後期高齢者医療広域連合納付金の増 11,884 ○後期高齢者医療広域連合納付金の増 11,884 保険料負担金 16,087 保険基盤安定負担金 △4,203
計	337,420	11,884	349,304			△4,203	16,087			

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度矢巾町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
ア 上水道第3次拡張事業	381,362千円	△ 136,494千円	244,868千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 水道事業収益	881,448千円	6,448千円	887,896千円
第1項 営業収益	814,709千円	2,593千円	817,302千円
第2項 営業外収益	66,739千円	3,855千円	70,594千円
支出			
第1款 水道事業費用	813,668千円	△ 40,247千円	773,421千円
第1項 営業費用	797,587千円	△ 61,247千円	736,340千円
第2項 営業外費用	16,081千円	21,000千円	37,081千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 476,514千円は当年度分消費税資本的収支調整額 32,504千円及び損益勘定留保資金等 444,010千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	213,473千円	△ 169,510千円	43,963千円
第1項 企業債	180,000千円	△ 180,000千円	0千円
第2項 国庫補助金	14,712千円	△ 10,422千円	4,290千円
第3項 負担金	18,761千円	20,912千円	39,673千円
支出			
第1款 資本的支出	712,699千円	△ 192,222千円	520,477千円
第1項 建設改良費	588,127千円	△ 192,222千円	395,905千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた次の起債を廃止する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	180,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利 率見直し方法 で借り入れる 資金について は、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第8条中「46,052千円」を「30,840千円」に改める。

令和8年3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第5号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			881,448	6,448	887,896	
	1 営業収益		814,709	2,593	817,302	
		2 受託工事収益	431	1,816	2,247	
		3 その他の営業収益	44,981	777	45,758	
	2 営業外収益		66,739	3,855	70,594	
		1 受取利息及び配当金	4,801	68	4,869	
		2 国庫補助金	1,524	3,485	5,009	
		3 引当金戻入益	3,300	182	3,482	
		5 雑収益	4	120	124	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			813,668	△ 40,247	773,421	
	1 営業費用		797,587	△ 61,247	736,340	
		1 原水及び浄水費	171,327	△ 14,389	156,938	
		2 配水及び給水費	156,078	△ 21,091	134,987	
		3 受託工事費	3,500	△ 574	2,926	
		4 総係費	135,928	△ 18,956	116,972	
		5 減価償却費	315,754	△ 7,737	308,017	
		6 資産減耗費	15,000	1,500	16,500	
	2 営業外費用		16,081	21,000	37,081	
		3 消費税	10,000	21,000	31,000	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			213,473	△ 169,510	43,963	
	1 企業債		180,000	△ 180,000	0	
		1 企業債	180,000	△ 180,000	0	
	2 国庫補助金		14,712	△ 10,422	4,290	
		1 国庫補助金	14,712	△ 10,422	4,290	
	3 負担金		18,761	20,912	39,673	
		1 工事負担金	11,662	21,272	32,934	
2 他会計負担金		7,099	△ 360	6,739		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			712,699	△ 192,222	520,477	
	1 建設改良費		588,127	△ 192,222	395,905	
		1 営業設備費	178,730	△ 42,893	135,837	
		2 受託工事費	28,035	△ 12,835	15,200	
		3 第3次拡張事業費	381,362	△ 136,494	244,868	

令和7年度矢巾町水道事業補正（第5号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	39,348,000	62,709,000	102,057,000
減価償却費	315,754,000	△ 7,737,000	308,017,000
引当金の増減額（△は減少）	228,027	0	228,027
長期前受金戻入額	△ 57,110,000	0	△ 57,110,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,801,000	△ 68,000	△ 4,869,000
支払利息	5,981,000	0	5,981,000
固定資産除却損	15,000,000	1,500,000	16,500,000
未収金の増減額（△は増加）	16,585,082	0	16,585,082
未払金の増減額（△は減少）	△ 225,828,574	0	△ 225,828,574
その他流動資産の増減額（△は減少）	24,200,000	0	24,200,000
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 21,811,485	0	△ 21,811,485
小計	107,545,050	56,404,000	163,949,050
利息及び配当金の受取額	4,801,000	68,000	4,869,000
利息の支払額	△ 5,981,000	0	△ 5,981,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	106,365,050	56,472,000	162,837,050
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△536,080,000	174,747,000	△361,333,000
国庫補助金等による収入	25,446,000	9,710,000	35,156,000
国庫補助金の返還による支出	△ 376,000	0	△ 376,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	7,099,000	△ 360,000	6,739,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△503,911,000	184,097,000	△319,814,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	180,000,000	△ 180,000,000	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 124,195,908	0	△ 124,195,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,804,092	△ 180,000,000	△ 124,195,908
資金増減額	△ 341,741,858	60,569,000	△ 281,172,858
資金期首残高	608,796,072	0	608,796,072
資金期末残高	267,054,214	60,569,000	327,623,214

参 考 資 料

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第5号）

令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第5号）

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業収益				881,448
	1 営業収益			814,709
		2 受託工事収益		431
			1 受託工事収益	431
	3 その他の営業収益			44,981
		2 手数料		2,626
		3 雑収益		240
	2 営業外収益			66,739
		1 受取利息及び配当金		4,801
			1 預金利息	1
		2 国庫補助金		1,524
			1 交付金	1,524
		3 引当金戻入益		3,300
			1 賞与引当金戻入益	3,255
			2 貸倒引当金戻入益	45
		4 雑収益		4
			1 その他雑収益	4

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				813,668
	1 営業費用			797,587
		1 原水及び浄水費		171,327
			8 備消耗品費	660
			10 光熱水費	3,041
			13 委託料	67,780
			18 動力費	64,331
			19 薬品費	10,048

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
6,448	887,896	
2,593	817,302	
1,816	2,247	
1,816	2,247	
777	45,758	
775	3,401	
2	242	
3,855	70,594	
68	4,869	
68	69	
3,485	5,009	
3,485	5,009	新しい地方経済・生活環境創生交付金の増
182	3,482	
△ 76	3,179	
258	303	
120	124	
120	124	給配水管破損等工事補償金の増

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 40,247	773,421	
△ 61,247	736,340	
△ 14,389	156,938	
△ 258	402	
△ 647	2,394	
△ 8,385	59,395	水質検査委託料の減
△ 3,236	61,095	
△ 1,863	8,185	

款	項	目	節	既決予定額
		2 配水及び 給水費		156,078
			6 旅費	1,066
			11 印刷製本費	128
			12 通信運搬費	901
			13 委託料	58,832
			16 修繕費	91,078
			28 会費負担金	615
		3 受託工事費		3,500
			17 工事請負費	3,500
		4 総係費		135,928
			6 旅費	676
			7 被服費	351
			8 備消耗品費	1,588
			11 印刷製本費	4,598
			12 通信運搬費	5,580
			13 委託料	38,721
			14 手数料	7,979
			16 修繕費	1,100
			27 報償費	300
			28 会費負担金	1,154
			32 貸倒損失	42
			33 貸倒引当金 繰入額	456
		5 減価償却費		315,754
			1 有形固定資産 減価償却費	310,737
		6 資産減耗費		15,000
			1 固定資産 除却費	15,000
	2 営業外費用			16,081
		3 消費税		10,000
			1 消費税	10,000

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 21,091	134,987	
△ 887	179	
△ 101	27	
△ 748	153	
△ 13,724	45,108	メーター取替業務委託料の減
△ 5,143	85,935	給配水管布設等に伴う修理費の減
△ 488	127	
△ 574	2,926	
△ 574	2,926	
△ 18,956	116,972	
△ 576	100	
△ 285	66	
△ 895	693	
△ 878	3,720	
△ 1,007	4,573	
△ 13,911	24,810	検針委託料の減
△ 334	7,645	
△ 800	300	事務室修繕費の減
△ 260	40	
△ 247	907	
231	273	
6	462	
△ 7,737	308,017	
△ 7,737	303,000	
1,500	16,500	
1,500	16,500	
21,000	37,081	
21,000	31,000	
21,000	31,000	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的收入				213,473
	1 企業債			180,000
		1 企業債		180,000
			1 企業債	180,000
	2 国庫補助金			14,712
		1 国庫補助金		14,712
			1 交付金	14,712
	3 負担金			18,761
		1 工事負担金		11,662
			1 受益者負担金	10,208
			2 工事補償費	1,454
		2 他会計負担金		7,099
			1 他会計負担金	7,099

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本の支出				712,699
	1 建設改良費			588,127
		1 営業設備費		178,730
			8 備消耗品費	68,251
			13 委託料	13,734
			17 工事請負費	96,745
		2 受託工事費		28,035
			17 工事請負費	28,035
		3 第3次拡張 事業費		381,362
			13 委託料	11,000
			17 工事請負費	354,580

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 169,510	43,963	
△ 180,000	0	
△ 180,000	0	
△ 180,000	0	
△ 10,422	4,290	
△ 10,422	4,290	
△ 10,422	4,290	社会資本整備総合交付金の減
20,912	39,673	
21,272	32,934	
12,540	22,748	
8,732	10,186	
△ 360	6,739	
△ 360	6,739	一般会計負担金の減

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 192,222	520,477	
△ 192,222	395,905	
△ 42,893	135,837	
△ 24,948	43,303	メーター購入費の減
△ 1,634	12,100	水道システム更新委託料の減
△ 16,311	80,434	水道設備工事費の減
△ 12,835	15,200	
△ 12,835	15,200	配水管移設替工事費の減
△ 136,494	244,868	
△ 11,000	0	水道施設設計委託料の減
△ 125,494	229,086	水道施設工事費の減

議案第29号

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
ア 公共下水道			
管渠建設改良事業	350,316千円	6,570千円	356,886千円
イ 流域下水道建設負担金	18,140千円	△15,486千円	2,654千円
ウ 農業集落排水			
管渠建設改良事業	16,882千円	△1,614千円	15,268千円
エ 農業集落排水			
処理場建設改良事業	17,889千円	△10,414千円	7,475千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 公共下水道事業収益	842,049千円	△403千円	841,646千円
第1項 営業収益	486,854千円	△966千円	485,888千円
第2項 営業外収益	355,195千円	563千円	355,758千円
第2款 農業集落排水事業収益	288,470千円	△1千円	288,469千円
第2項 営業外収益	239,487千円	△1千円	239,486千円
支出			
第1款 公共下水道事業費用	843,077千円	△9,075千円	834,002千円
第1項 営業費用	788,038千円	△24,075千円	763,963千円
第2項 営業外費用	55,039千円	15,000千円	70,039千円
第2款 農業集落排水事業費用	304,368千円	△13,411千円	290,957千円
第1項 営業費用	275,969千円	△13,411千円	262,558千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,952千円は当年度分消費税資本的収支調整額33,898千円及び損益勘定留保資金等312,054千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 公共下水道資本的収入	327,411千円	31,998千円	359,409千円
第1項 企業債	191,700千円	26,100千円	217,800千円
第2項 国庫補助金	106,182千円	6,173千円	112,355千円
第3項 負担金	29,529千円	△ 275千円	29,254千円
第2款 農業集落排水資本的収入	97,661千円	△ 10,698千円	86,963千円
第1項 企業債	96,100千円	△ 11,100千円	85,000千円
第2項 県補助金	1,291千円	42千円	1,333千円
第3項 負担金	270千円	360千円	630千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	601,251千円	△ 15,890千円	585,361千円
第1項 建設改良費	376,713千円	△ 15,890千円	360,823千円
第2款 農業集落排水資本的支出	219,163千円	△ 12,200千円	206,963千円
第1項 建設改良費	34,943千円	△ 12,200千円	22,743千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業債	173,700千円	41,500千円	215,200千円
流域下水道事業債	18,000千円	△ 15,400千円	2,600千円
農業集落排水施設整備事業債	11,000千円	△ 11,000千円	0千円

令和8年3月19日 提出

矢巾町長 高橋昌造

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第5号）

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 公共下水道 事業収益			842,049	△ 403	841,646		
	1 営業収益		486,854	△ 966	485,888		
		3 受託工事収益	1,100	△ 1,100	0		
		4 その他の 営業収益	61	134	195		
		2 営業外収益		355,195	563	355,758	
		1 他会計負担金	102,506	345	102,851		
		2 引当金戻入益	631	219	850		
		4 雑 収 益	3	△ 1	2		
	2 農業集落排水 事業収益			288,470	△ 1	288,469	
		2 営業外収益		239,487	△ 1	239,486	
3 雑 収 益			3	△ 1	2		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 公共下水道 事業費用			843,077	△ 9,075	834,002		
	1 営業費用		788,038	△ 24,075	763,963		
		1 管 渠 費	56,900	△ 731	56,169		
		3 受託工事費	2,200	△ 2,200	0		
		4 総 係 費	94,243	△ 21,198	73,045		
		6 減価償却費	422,638	54	422,692		
		2 営業外費用		55,039	15,000	70,039	
		3 消 費 税	5,000	15,000	20,000		
	2 農業集落排水 事業費用			304,368	△ 13,411	290,957	
		1 営業費用		275,969	△ 13,411	262,558	
1 処 理 場 費			66,327	△ 3,372	62,955		
2 管 渠 費			16,765	△ 696	16,069		
3 総 係 費			18,676	△ 9,343	9,333		

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			327,411	31,998	359,409	
資本的収入	1 企業債		191,700	26,100	217,800	
		1 企業債	191,700	26,100	217,800	
	2 国庫補助金		106,182	6,173	112,355	
		1 国庫補助金	106,182	6,173	112,355	
	3 負担金		29,529	△ 275	29,254	
		2 工事負担金	275	△ 275	0	
2 農業集落排水			97,661	△ 10,698	86,963	
資本的収入	1 企業債		96,100	△ 11,100	85,000	
		1 企業債	96,100	△ 11,100	85,000	
	2 県補助金		1,291	42	1,333	
		1 県補助金	1,291	42	1,333	
	3 負担金		270	360	630	
		1 受益者負担金及び分担金	270	360	630	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			601,251	△ 15,890	585,361	
資本的支出	1 建設改良費		376,713	△ 15,890	360,823	
		1 管渠建設改良費	350,316	6,570	356,886	
		2 営業設備費	2,757	△ 1,474	1,283	
		3 受託工事費	5,500	△ 5,500	0	
		4 流域下水道建設費	18,140	△ 15,486	2,654	
2 農業集落排水			219,163	△ 12,200	206,963	
資本的支出	1 建設改良費		34,943	△ 12,200	22,743	
		1 管渠建設改良費	16,882	△ 1,614	15,268	
		2 処理場建設改良費	17,889	△ 10,414	7,475	
		3 営業設備費	172	△ 172	0	

令和7年度矢巾町下水道事業補正（第5号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	△ 16,563,000	33,676,000	17,113,000
減価償却額	595,839,000	54,000	595,893,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 158,000	42,000	△ 116,000
長期前受金戻入額	△ 327,900,000	0	△ 327,900,000
支払利息	77,238,000	0	77,238,000
固定資産除却損	2,000,000	0	2,000,000
未収金の増減額（△は増加）	38,427,860	0	38,427,860
未払金の増減額（△は減少）	△ 92,079,440	0	△ 92,079,440
小計	276,804,420	33,772,000	310,576,420
利息の支払額	△ 77,238,000	0	△ 77,238,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	199,566,420	33,772,000	233,338,420
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 375,394,000	25,536,000	△ 349,858,000
無形固定資産の取得による支出	△ 16,491,000	14,078,000	△ 2,413,000
国庫補助金等による収入	108,036,000	6,300,000	114,336,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	29,236,000	0	29,236,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 254,613,000	45,914,000	△ 208,699,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	287,800,000	15,000,000	302,800,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 408,565,792	0	△ 408,565,792
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,765,792	15,000,000	△ 105,765,792
資金増減額	△ 175,812,372	94,686,000	△ 81,126,372
資金期首残高	469,039,081	0	469,039,081
資金期末残高	293,226,709	94,686,000	387,912,709

参 考 資 料

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第5号）

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第5号）

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 事業収益				842,049
	1 営業収益			486,854
		3 受託工事収益		1,100
			1 受託工事収益	1,100
		4 その他の 営業収益		61
			1 手数料	61
	2 営業外収益			355,195
		1 他会計負担金		102,506
			1 一般会計 負担金	102,506
		2 引当金戻入益		631
			2 貸倒引当金 戻入益	26
		4 雑収益		3
			1 その他雑収益	3
2 農業集落排水 事業収益				288,470
	2 営業外収益			239,487
		3 雑収益		3
			1 その他雑収益	3

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 403	841,646	
△ 966	485,888	
△ 1,100	0	
△ 1,100	0	
134	195	
134	195	
563	355,758	
345	102,851	
345	102,851	
219	850	
219	245	
△ 1	2	
△ 1	2	
△ 1	288,469	
△ 1	239,486	
△ 1	2	
△ 1	2	

支 出

款	項	目	節	既決予定額			
1 公共下水道 事業費用	1 営業費用			843,077			
				788,038			
			1 管 渠 費		56,900		
				13 委 託 料	29,258		
			3 受 託 工 事 費		2,200		
				17 工 事 請 負 費	2,200		
			4 総 係 費		94,243		
				6 旅 費	391		
				13 委 託 料	39,219		
				14 手 数 料	240		
				28 会 費 負 担 金	34,189		
				32 貸 倒 損 失	23		
				33 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	262		
			6 減 価 償 却 費		422,638		
				2 無 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	42,149		
			2 営業外費用				55,039
						3 消 費 税	5,000
1 消 費 税	5,000						
2 農業集落排水 事業費用	1 営業費用			304,368			
				275,969			
			1 処 理 場 費		66,327		
				13 委 託 料	22,283		
				14 手 数 料	14,812		
				18 動 力 費	14,492		
				19 薬 品 費	11,026		
			2 管 渠 費		16,765		
				10 光 熱 水 費	1,180		
			3 総 係 費		18,676		
				13 委 託 料	9,322		
				28 会 費 負 担 金	8,481		
	32 貸 倒 損 失	5					

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 9,075	834,002	
△ 24,075	763,963	
△ 731	56,169	
△ 731	28,527	水質調査委託料の減
△ 2,200	0	
△ 2,200	0	
△ 21,198	73,045	
△ 328	63	
△ 20,396	18,823	W-PPP導入検討業務委託料の減
△ 75	165	
△ 505	33,684	
64	87	
42	304	
54	422,692	
54	42,203	
15,000	70,039	
15,000	20,000	
15,000	20,000	
△ 13,411	290,957	
△ 13,411	262,558	
△ 3,372	62,955	
△ 815	21,468	機械計装設備等保守点検委託料の減
1,014	15,826	
△ 2,275	12,217	
△ 1,296	9,730	
△ 696	16,069	
△ 696	484	
△ 9,343	9,333	
△ 9,267	55	W-PPP導入検討業務委託料の減
△ 96	8,385	
20	25	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 資本的收入				327,411
	1 企業債	1 企業債		191,700
			1 公共下水道債	173,700
			2 流域下水道債	18,000
			2 国庫補助金	106,182
			1 国庫補助金	106,182
	3 負担金	2 工事負担金	1 交付金	106,182
				29,529
			1 工事負担金	275
2 農業集落排水 資本的收入				97,661
	1 企業債	1 企業債		96,100
			1 農業集落排水 施設整備 事業債	11,100
			2 県補助金	1,291
	1 県補助金		1,291	
		1 交付金	1,100	
	3 負担金			270
		1 受益者負担金 及び分担金		270
			1 分担金	270

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
31,998	359,409	
26,100	217,800	
26,100	217,800	
41,500	215,200	
△ 15,400	2,600	
6,173	112,355	
6,173	112,355	
6,173	112,355	防災安全交付金の増
△ 275	29,254	
△ 275	0	
△ 275	0	
△ 10,698	86,963	
△ 11,100	85,000	
△ 11,100	85,000	
△ 11,100	0	
42	1,333	
42	1,333	
42	1,142	農山漁村地域整備交付金の増
360	630	
360	630	
360	630	

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道				601,251
資本的支出	1 建設改良費			376,713
		1 管渠建設改良費		350,316
			8 備消耗品費	1,268
			13 委託料	37,103
			17 工事請負費	301,183
		2 營業設備費		2,757
			8 備消耗品費	2,757
		3 受託工事費		5,500
			17 工事請負費	5,500
		4 流域下水道建設費		18,140
			30 施設利用権取得費	18,140
2 農業集落排水				219,163
資本的支出	1 建設改良費			34,943
		1 管渠建設改良費		16,882
			8 備消耗品費	3,000
		2 処理場建設改良費		17,889
			8 備消耗品費	5,000
			13 委託料	2,889
			17 工事請負費	10,000
		3 營業設備費		172
			8 備消耗品費	172

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 15,890	585,361	
△ 15,890	360,823	
6,570	356,886	
△ 1,268	0	
△ 12,390	24,713	
20,228	321,411	
△ 1,474	1,283	
△ 1,474	1,283	
△ 5,500	0	
△ 5,500	0	
△ 15,486	2,654	
△ 15,486	2,654	流域下水道建設負担金の減
△ 12,200	206,963	
△ 12,200	22,743	
△ 1,614	15,268	
△ 1,614	1,386	
△ 10,414	7,475	
△ 5,000	0	
△ 414	2,475	
△ 5,000	5,000	
△ 172	0	
△ 172	0	